

平成23年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年3月9日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 7号 御宿町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 8号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 3 議案第 9号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第 8 議案第14号 町道路線の廃止について
- 日程第 9 議案第15号 御宿町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第16号 平成22年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第17号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第18号 平成22年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第19号 平成22年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第20号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第21号 平成22年度御宿町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第22号 平成23年度御宿町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成23年度御宿町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第26号 平成23年度御宿町一般会計予算（説明まで）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	渡辺晴久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主任主事	市東秀一君
------	--------	------	-------

開議の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

（午前10時04分）

議長（新井 明君） 議員協議会開催のため、これから暫時休憩をいたします。

（午前10時05分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時19分）

議長（新井 明君） 石田町長より発言を求められていますので、これを許可いたします。
石田町長。

町長（石田義廣君） 議会開会中、貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございました。感謝を申し上げます。

昨日、瀧口議員さんより、一般質問の中で質疑をいただきましたB地区開発事業にかかわる学校、幼稚園用地の問題につきましては、さっそく当該地区の草刈り整備について事業者に指示をし、速やかに移管に関する事務手続を進めていきたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 御宿町での事業方針の事務取り扱いについて疑義が生じたため、特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

御宿町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は、御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

名称は、御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会といたします。

委員会の委員の数は6名でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

委員会の委員の数は6名といたします。

直ちに、特別委員会をこれから開催いたします。

委員は委員会室へ参集願います。

調査特別委員会委員長より報告をお願いいたします。

5番(石井芳清君) 5番、石井です。

ただいま、別室におきまして御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会の選任が行われ、新井議員、貝塚議員、白鳥議員、小川議員、川城議員、そして私、石井が委員に選任をされました。

直ちに委員会を開催をいたしまして、委員長に私、石井、副委員長に白鳥議員が選任をされました。

第1回特別委員会におきまして、次の事項について調査することになりました。

1、調査事項(1)御宿台環境整備に関する事項。(2)御宿台固定資産税賦課事務等に関する事項。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第110条及び御宿町議会委員会条例第5条の規定に基づき、委員6名からなる御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

3、調査権限、本議会は1に掲げる事項の調査を行うための権限を上記特別委員会に委任する。

4、調査期間。上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

以上であります。

議長(新井 明君) 御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会の委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続

審査の申し出がありました。

期間は、調査が終了するまでです。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認め、閉会中の継続審査といたします。

ただいまより午後1時まで休憩といたします。

(午後12時01分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時00分)

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第1、議案第7号 御宿町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) それでは、議案第7号 御宿町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、本条例案の制定趣旨でございますが、平成22年10月8日に閣議決定されました円高デフレ対応のための緊急総合経済対策におきまして、新たな交付金による地域支援が盛り込まれ、10月26日に国の補正予算が成立し、地域活性化交付金住民生活に光をそそぐ交付金が創設されました。

住民生活に光をそそぐ交付金は、地方消費者行政や福祉施策、知の地域づくり等の分野について活用が認められ、御宿町につきましては940万円の交付が示されております。このうち440万円については、前の議員協議会でご説明しましたが、小学校、中学校、公民館に対する図書購入、また図書館の環境整備、エアコンを配備することで3月議会に提案してございます。残りの500万円について内部協議し、また、県とも確認しましたが、これにつきましては地域の拡大につながる事業の財源とする場合には、交付金を積み立てることができると、それモソ

フト事業であるということで23年、24年の2カ年で使用が認められております。

また、これを残り500万円を基金としまして運用が可能ということで、今回本条例を制定しようとするものでございます。具体的にはこれを基金に積みまして23、24年度につきまして、保育所、児童館等での障害を持つお子様たち、子供たちの保育環境充実対応を図るための財源とする基金を制定し、積み立てたいと考えております。

それでは、条例案の内容について第1条から順にご説明申し上げます。

第1条でございますが、住民生活に光をそそぐ交付金の制度趣旨に基づき、条例の目的について規定してございます。

第2条は、基金を積み立てる額について予算で定めることとするものです。

第3条につきましては、基金の管理について最も確実、有利な方法で管理する旨管理規定を設けたものでございます。

第4条は基金の収益処理に関することでありまして、会計事務を適正かつ明確に行うことから、運用収益について、一般会計において財産収入利子及び配当金に一たん計上した上で、改めて基金へ積み立てを行うこととしております。

第5条は基金の処分に関する規定であり、設置目的を達成するための必要経費に充当する場合に限り、できることとするものでございます。

第6条につきましては、規則等への委任について規定したものでございます。

最後に、附則でございますが、条例の施行日について規定したほか、交付金の制度上、基金については平成24年度までの取り扱いとされていることから、執行日を定めたものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第2、議案第8号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第8号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、職員手当のうち住居手当について、昨年の人事院勧告を踏まえ経過措置を設けながら廃止をするものであります。

現在、自宅に係る住居手当につきましては、昨年度国家公務員は廃止され、千葉県人事委員会ではその取り扱いについて検討を進めてまいりました。県内民間事業所における同種の手当の支給状況が過半数を下回ったことから、平成22年の千葉県人事委員会で廃止することが適当と判断がなされたところであります。千葉県では自宅に係る住居手当につきましては、平成25年3月31日までの経過措置を設けて段階的に減額をし、平成25年4月1日から廃止することになっており、本町も県に準じて改正を行うものであります。

新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例第13条の3、住居手当について全文を改正するもので、具体的な改正内容といたしましては、第1項第2号、当該職員の所有に係る住宅、規則で定めるこれに準ずる住宅を含むのうち、当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で、「世帯主である者」を削り、第2項第2号の前項2号に掲げる職員2,500円を削る改正となっております。

附則の1につきましては、この条例の施行期日を平成23年4月1日からとするものであります。

附則の2につきましては、住居手当に関する経過措置で、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは2,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1,000円、平成25年3月

31日をもって廃止とするものであります。

なお、参考までに影響額であります。現在の受給者は4名でございます。平成23年度の影響額としましては、年間2万4,000円、1人当たり6,000円でございます。平成24年、25年の影響額は4万8,000円、1人当たり1万2,000円という影響額でございます。

本案につきましては、総務常任委員会のご審議をいただいておりますことを申し添えまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例ということで、住居手当に関する改正だということで説明を受けたわけでありましたが、ちなみに本町の職員募集、これもインターネットを使って募集をしているということで、当然、全国から有能な職員を募集するというのでそういう手順をとっているというふうにも理解をしているわけでありましたが、そうしますと、今の先ほども報酬報告があったやに伺っておりますが、その募集事項がどうなっているのかということ。

それから、特に全国から有能な職員という中では、やはりこういう本町に来ていただく上に住居環境と、生活環境は非常にいいんでしょうけれども、住環境というのもやはり一定のものが当然必要だというふうに思うわけでありまして。そうしますと、本町でもこうしたものの実態をどのように把握をしているのかということも重要だと思うわけでありまして。町職員、広く有能な職員を全国から募集をするという観点の中で、この改正案を町としてどのように受けとめるのかということと、今後のそうした有能な職員の手だてを図っていくという方策について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） まず、募集事務につきましては、急遽職員が1名退職となりましたので募集をさせていただきました。応募数が38名ということで、県内外から応募をいただいたところであります。

今回の住居手当の改正につきましては、あくまでも本人が住居として購入する、または新築するというものに限っての改正でございます。これを千葉県内の民間のそのレベルに合わせ

て、過半数がもう廃止になっているというようなことを受けての改正であります。石井議員からご質問にありました例えば町営の住宅に移り住んでの就職があった場合に、どのような対応になっているのかということですが、この新旧対照表のほうにも出ておりますけれども、上限が2分の1で2万3,000円という助成、これはまだ現行残っておりますので、今回の職員等についても、この範囲内でおさまるものと考えております。

よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井であります。

これ、経過措置ということでこの条例案では2年経過後なくなるという内容になるかと思えます。先般の一般質問の中において、若い人たちに対する居住に関する要するに定住促進という考え方ですが、その中での税などの軽減措置というのは考えられないのかというようなご質問もあったというふうに思いますけれども、また、そういう考え方も当然あるかと思えますが、定住促進という中での位置づけの中で、これは当然町営からくるという中で、そうしたものをまた町として別途そういうものを手だてをすると。

要するに職員であるかないかは別にしてということも、当然考えられると思うんです。少なくとも職員条例の中では、2年間における措置の中に優遇策がなくなるということになるかというふうに思いますので、やはり町は定住促進ということで、大きな課題として位置づけておるというふうに理解をしておりますので、やはりこれにかわるべきものを、もっと広く、そうしたものに対する条件を広げるとということも必要だというふうに考えるわけでありましてけれども、それについて再度お願いします。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） これにつきましては、昨日の一般質問等でも定住化策についてというご質問がございましたけれども、これについては一応国家公務員、それから地方公務員の条件に倣うというふうなことの改正であります。定住化促進のためにさまざまな先進事例がございますので、それは今後検討をさせていただきますして、財源がある程度確保できるのであれば、導入してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 8 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 3、議案第 9 号 御宿町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、説明いたします。

今回の一部改正については、先に議決をいただきました一般職の職員の給与等に関する条例と同様に、自宅に係る住居手当を廃止し、条文を整理するものでございます。

説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 9 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第10号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

このたびの条例の一部改正の内容は、出産一時金及び葬祭費の支給を変更するための改正でございます。出産育児一時金につきましては、御宿町健康保険条例第6条第1項に規定されております出産育児一時金の額を「35万円」から「39万円」に改め、附則で規定しておりました出産育児一時金に関する経過措置は、今回の改正で削除することとなります。

平成21年10月から23年3月までの経過措置でございました一時金を、4月から恒久化して実施するというところでございます。

また、第7条1項に規定しております葬祭費につきましては、国保の財政運営が非常に厳しい状況を推察いただきまして、他の社会保険と同額程度の支給に改正することといたしまして、「7万円」を「5万円」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

出産育児一時金というのを、暫定措置から恒久措置にするということは理解するわけですが、しかし、一般的に出産にかかる費用というのは当局は幾らぐらいというふうに把握をされているのか。

それから、7条であります葬祭費であります。7万円を5万円ということで、他の自治体に足並みをそろえるというような説明であったかというふうに思いますが、これやはりこの御宿町これまで本当に苦勞をされて町を発展をさせてきていただいたわけでありまして。過去は、

あるいは葬祭事業、こうしたものも例えば葬祭、火葬場の問題でありますけれども、一時町が執行できなくなるという中で、大原聖苑に委託をするという中で、町民の皆さんはその間、一定の期間負担なしという対応をとっていただいたというふうに思うわけであります。

そういう面では、本当に心こもった行政措置があったのかなというのは理解をしておるわけですが、2万円減じてどれだけの予算になるんでしょうか、そののところも含めて改めて説明を願います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、葬祭費のほうでございますけれども、国保のほうですと年間大体15、6件、七十五歳以下でございますので、額的にはそれほど大きな額ではございませんが、ただ、いすみ市とか大多喜町、こちらが大体5万円で推移しておりますので、近隣に合わせたというよりも国保財政が非常に厳しい中で、もある程度ご負担のものをお願いできないかということで、今回の値段にさせていただくということでございます。

あと、出産費については、60万円くらいかかるのではないかとというふうに考えております。以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第11号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定を議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 今回の改正につきましては、道路法施行令の占用料が改正されまして、千葉県使用料及び手数料条例の改正が行われました。それに伴いまして、御宿町道路占用料徴収条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第2条に係る別表の占用物件と占用料について、千葉県の条例に準じて改正をするものです。

それでは、新旧対照表、改正後の主な内容について説明をいたします。

初めに、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物、これは電柱、電線、変圧器等が該当いたしますが、電柱1本につき、1年980円、電話柱1本につき、1年570円となっております。また、共架電線、その他上空に設ける線類は、長さ1メートルにつき、1年6円等が記述されております。

次に、道路法第32条第1項第2号に掲げる物件ですが、これは下水管、ガス管等が該当いたします。外径ごとに9種類に分類されており、それぞれ太さにより1メートル当たりの年間占用料が24円から680円まで記述されております。以下道路法第32条第1項第3号から第6号及び道路法施行令第7条までの占用料が記載されております。これは雪除け等の施設とか、地下街、地下室、通路そういうものが該当をいたします。

また、備考欄には事務手続に関する細かな規定を記述しております。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

道路占用料徴収条例の一部改正ということではありますが、たしか本町は今年度光施設、これを今、工事を行っているというふうに思うわけではありますが、この光施設、光ケーブルですか、それが今回のこの条例の中でどういう影響があるのか。町の持ち物ですよ、たしか。その辺の線とそれから、それを補佐する点がというんでしょうか、そういう附帯、電柱に線をつける道具と申しますか、そういうものも当然必要になってくると思いますので、それを含めた中でその事務内容はどういうふうになっているかということについて、お聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 今のお話になられました光ファイバーの線でございますけれ

ども、基本的にこの光ファイバーにつきましては、御宿町の所有ということになっております。その中で、地方公共団体、国等につきましては減免するというような規定がございますので、占用料についてはいただかないということになります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） これについては、御宿町で支払うものと、また、もらうのと全体事務の中ではいろいろあると思うんですけども、その中で今回減額になった分、予算のほうを見れば歳入歳出のほうで出てくるんだろーと思えますけれども、これによる影響というのを、もう一度。それと、だから、歳入歳出のほうであるとすれば、その額が幾らにされるか案を。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 占用料の関係につきましては、1,100円から980円、570円に下がっておりますので、あくまでもこれは道路法に基づく占用料ということでございますので、法的な規制があるということでございます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 光ファイバーの道路占用料については、米本課長の説明のとおり、減免となっております。ただ、光ファイバーを例えば東電とか、NTT柱に立てる場合は、転架料、共架料があります。これは電柱の維持に必要な年間の経費ということで、償却費とか保守運営、そういうのが費用のもととなっております。

当初は、これ契約するときが一番初めについては700万円程度かかるであろうというご説明をしました。契約の段階で精査しまして470万円という見込みで行いました。さらに工事、例えば災害時の線を業者が補完するのを町の施設で補完すると。それは現地を見ていただいて、それで充分対応可能というようなことをうちのほうで業者のほうとまた削減交渉しまして、それが約330万円の年間の保守料に今の段階ではなっております。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第12号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第12号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例は、消防組織法第18条第1項に基づき、消防団について定めたものでありますが、第1条通則に根拠法令及び設置に関する記述が漏れていたため、主要の改正をさせていただくものであります。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条、通則を次のように改めるものであります。

この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤消防団員（以下「団員」という。）の任免、定員、服務、給与等についてはこの条例の定めるところによる。

第12条を第13条といたしまして、第2条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の前に第2条を新たに加えるものであります。

第2条、消防団の設置。名称及び区域。本町に消防団を設置する。

第2項、前項の消防団の名称は、御宿町消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は町内の全域とする。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

今回の改正にあたりましては、町外の方からメールによりご指摘を受けたという内容になっております。長い間の改正がなかったことから、不具合があったことに気がつかなかったということでもあります。

条例につきましては、行政運営の基本となっておりますので、今後も条例の精査に充分配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

内容は承知をいたしました。ただ、新規に申しますと13条関係でございますか。報酬関係ですが、せっかく改正するわけでありまして、今、消防団においては次期計画ですか、総合的な計画も策定中ということでもありますけれども、やはり特に団員の確保が大変困難を極めていまして。昨今は国や県の皆さんにもお願いをしながら、団員確保に努めていると。しかも、この間は分団統合とこうしたことでの計画もしながら、しかし、今日も実は正午近く三陸沖で大きな地震が発生したということも、先ほどニュースで報道されておりました。本町、そういう面では海を抱えておりますし、地震、津波等そういう災害時に大きな力を発揮するのが私は消防団であるというふうに理解をしております。やはりそのためのこうした団の報酬というの、しかるべき対応というのは当然必要だろうということだと思うわけですが、それについて改めてこの機会でありまして、町の見解をただしたいと思っております。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議員のご指摘のとおりですが、今、消防団員のなり手がいないということで、大変苦慮をしているところであります。この報酬につきましては、近隣の市町村の額等を参考に、毎年検討はしております。総額では出動手当とかそういった回数も出ますので、その辺での調整はさせていただいておりますので、よろしくお願いをします。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号及び議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第13号 町道路線の認定について、日程第8、議案第14号 町道路線の廃止については、関連がありますので一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに議案第13号 町道路線の認定について説明いたします。

本議案につきましては、道路法第8条第1項の規定により、次の町道路線の認定をお願いするものでございます。

この認定につきましては、次の議案による町道路線の廃止に伴う空白期間をつくらないために、先に認定をいただくものでございます。

表をご覧ください。

路線名、町道2175号線、起点は実谷421番2地先から終点は上布施2629番1地先までです。幅員は1.7メートルから3.2メートル、延長は585.9メートルです。

なお、本路線の一部用地につきましては、土地所有者から寄附採納の申請が提出されております。

次に、議案第14号 町道路線の廃止についてですが、本議案につきましては道路法第10条第3項の規定により、次の町道路線の廃止をお願いするものでございます。

表をご覧ください。

路線名、町道2155号線、起点は実谷421番2地先から終点は上布施2629番1地先まで、幅員は1.7メートルから3.2メートル、延長は595.4メートルです。

次は、路線名、町道2659号線、起点は実谷157番地先から実谷170番地先まで、幅員は0.9メートルから2.1メートル、延長は43.3メートルでございます。

本路線を廃止しても、不利益を生ずる関係人がいない上、関係者から廃止に関する承諾書も添付されております。

なお、廃止した道路用地につきましては、隣接地権者より公共用財産用途廃止申請書が提出されておりまして、農業用地として買い受けを希望されております。

それでは、添付図面の案内図をご覧ください。

右下に凡例がありますが、現在の認定道路が赤色で明示しており、この部分が廃止する路線でございます。また、一部重複して茶色で明示された部分が、新しく認定をいただく路線でございます。

次に、次ページの廃止路線見取り図をご覧ください。

赤色に斜線の部分が買い受け申請の部分でございます。次ページの写真につきましては、現場状況との複合写真で、破線が廃止部分です。

なお、本議案につきましては、産業建設委員会にて協議済ですので申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第15号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第9、議案第15号 御宿町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議案第15号 御宿町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

御宿町地域情報通信基盤整備工事につきましては、平成22年第2回臨時会にて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、ご承認いただいたところでございます。

サービスの開始日につきましては、早期のサービス提供に向けたNTT東日本千葉との協議の中で、各種事務手続や補助法等を見直した結果、サービス提供日の当初予定を平成23年6月から平成23年3月中旬に前倒しできることになり、平成22年8月10日開催の第4回総務常任委員会及び議員協議会にてご審議いただいております。その後、契約内容について調整等を行い、2月23日付で、仮変更契約の締結を行いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、改めて議会の議決を求めるものであります。

契約変更金額につきましては9,800万円、1,057万円の減額であります。契約工期の変更は議会の議決を得た翌日から平成23年3月14日まででございます。

次に、変更の主な要因でございますが、ルート変更に伴うケーブル延長の減少や取り付け方の見直しを行ったことにより材料費が減少したこと、また、電柱改修費や補強費が大幅に減少したことが挙げられます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

1,057万円減ずるという中で、契約内容が大体わかりました。あと、これ3月14日ということとありますので、これの契約からすれば3月15日から機械の運用が開始されるというふう

理解されるわけでありますが、そうしますと、これは先ほどもちょっと課長からも別件でありましたけれども、いわゆる700万円と言っていましたか、いわゆる収支ですね、プラスマイナスの中で程度がある。それに伴う契約が必要だということになっておったかというふうに思うわけでありますが、それに対して現時点、間もなく15日になるわけでありましてけれども、どの程度まで契約が来ているのかということですね。

それから、もう一つは、先般、3月1日付でフレッツ光ライトの提供開始ということで、3月下旬から申し込みを受け付けて、6月1日より月額2,940円から始められる新たなサービスをNTTは提供するということが報道をされております。本町の今回のこの光ですね。それはこうしたことが該当になるのかならないのか、このサービスですね。ということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つ運用の中でお聞かせ願いたいのは、運用に関する当該事業者、今回はNTT東日本ということでありましてけれども、これとの運用の契約事務ですね、これはどのようになっているのかということについて、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 申し込み状況につきましては、2月末時点で385という報告を受けております。ただ、後にご審議いただく23年度の当初予算これについては1月中旬の申込者を基に積算をしておりますので、当時は200件で、予算上後で決算の段階では増えてくるという認識をしております。また、フレッツ光ライトについても、この地域についても17都道府県ということになっておりますので、ここに該当するという認識をしております。

契約については、これを受けた後契約をするわけですが、一応近隣を見ましても今回出してもらったように、長期契約、また単独契約がございますけれども、町としては5年の条例に基づいて長期契約を結びたいというふうには考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井であります。

了解をいたしました。

一つは、フレッツ光の2,940円に該当するというので。そうしますと、この説明の中には、今問題となっております地デジ対策としてのフレッツテレビですが、そうしたものがもともとサービス提供になっていたわけですがけれども、この間では初期料金が非常に高いということがあったんですね。それで、よくわからないのはフレッツテレビの場合は情報、要するに今回の

このフレッツ光ライトというサービスというのは、段階制の従量型の契約になるんですね。例えばインターネットで一定のものをみると、例えば200メガバイトまでであれば2,800円、税込みだと2,940円、1,200メガバイト以上だと5,800円、税込みで6,090円というふうな従量型のサービスを新たに提供するというのが、このフレッツ光ライトの内容でございます。

そうした場合に確認をしたいのは、フレッツテレビというのはその中に入らないのか。いわゆる2,940円という契約の中でフレッツ光が利用できるのかどうかと。今までは、プロバイダーを含めて5,900幾らでしたか。簡単に言うと、フレッツ光を利用するには最低の契約内容がありましたね。光電話、それからインターネット、プロバイダーサービスの契約、それをするとならば契約内容はいろいろとプロバイダーによって違うんでしょうけれども、およそ幾らぐらいの最低の費用というのを承知していると思いますので、それとこの関係でどうなるのかというのを聞きたいと思います。

それから、もう一点は今後の契約でありますけれども、5年間という長期契約をしたいと。その契約事務というのは、行政団体というのはさまざまな契約方法が取れると思うんです。その場合、この間、ひとつ行政側から示されたというのは指定管理者としての契約というのも当然その中には私は含まれていると思うんです。それから、5年間で の場合ですと債務負担行為、これに関してはどういう判断があるのか。そういうことを聞くと何か それについてはどのような手順で行っていくか。

それから、今、事務当局でNTT東日本と契約する事務内容ですね。契約内容、契約方式と言ったほうがいいですかね。その根拠について、もし定まっているとすればその根拠についてあわせて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 一番初めの光ライトについて、光テレビが仮に見られなかったとしたら、今までの例えば高齢者の方で、インターネットはなかなかやらないとそういう方が利用しづらいかというご質問だと思います。これについては、はっきりこれを確認した中で、報告したいというふうに考えております。

それと、契約の関係で、そもそもIRUは政府のe-Japan（Eジャパン）の戦略に基づきまして、電気通信事業者における使用権の担保を拡充する観点から、総務省の運用基準の見直しが図られまして、ブロードバンド環境における民間事業者の採算性、難しい地域についてその制度を行って、日本国じゅうに広げているという制度でございまして、ご質問にありま

した債務負担の可否につきましても、ケーブルの主契約について事業の性質上必ずしも債務を担保することではないから、単年度の契約による更新または長期継続契約による運用を図ることで導入したいというふうに考えております。

指定管理者の導入につきましては、地方自治法における行政財産において原則的に他者への貸し付けを想定するものではなくて、行政財産については、仮に目的外使用許可を与える場合においても、通常一体になるのが原則とされております。また、行政財産については、インターネットサービス提供のような事業を設定することは、できるだけIRUスキームによる運用は不可能な状況と考えています。したがって、今回整備します光ファイバー事業を受けるには物品としての取り扱いをすることから、指定管理による運用は自治法上から厳しいものというふうに判断しておりまして、ほかの団体を見ましても指定管理の実績はございません。

それと業者の選定、それから見通しとこれからの管理運用ということですが、国の行うICT交付金事業は、ブロードバンドの環境整備を前提としておりまして、単に物品の調達に関して補助するというのではなくて、整備及びブロードバンドサービスの提供が一体となった事業が想定されております。今回、この中の業者選定にあたりまして、光ファイバー、通信網の整備後のブロードバンドのサービスの内容も含めまして、例えばサービスメニュー、通信速度、また選択可能なプロバイダーの数、それとユーザーサポート体制、保守用体制、将来の高度の情報化の発展に伴う環境への対応等も含めた中で、選定をして通信業者に事業提案を依頼したところ、事業提案者はNTTの1社という状況でございます。整備事業者とサービス事業者についてはそれぞれ事業提案させるということにつきましては、補助のスキームの性質上、事実上困難というふうに判断しております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第16号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第10、議案第16号 平成22年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに補正予算書の1ページ、第2条、収益的収入及び支出から説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第2項営業費用の金額2億5,812万1,000円に210万3,000円を増額し、水道事業費用を2億6,560万円とするものです。

次に、3ページの事項別明細書にて説明をいたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の受水費97万1,000円を増額につきましては、渇水による臨時的に受水量を増量したため、既定予算に不足を生じたので、増額するものでございます。

次に、配水及び給水費の修繕費75万円の増額につきましては、道路舗装修繕工事に係る手戻り解消のために鉛管交換等漏水工事等を実施したものでございます。

次に、委託料の38万2,000円を増額につきましては、渇水による水質調査業務強化による検査費用でございます。水道事業費用2億6,349万7,000円に210万3,000円を増額しまして、2億6,560万円とするものです。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

渇水対策とそれから鉛管の交換費用ということではありますが、もう少しその辺の細かい事務内容を説明いただきたいと思います。渇水期間、それからこれは明らかになっているんでしょうか、具体的なこの増額した水の量ですね、それがどうなっているのかということについて。

それから、鉛管これは補正対応ということであるわけでありますから、その当初でのこれ

がメーター数なのか、工事数なのかわかりませんが、今回交換した分の具体的な内容について説明を求めます。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 湧水の関係につきましては、9月11日から10月27日の47日間、受水量を増量いたしました。通常は1日に768立方メートルということで南総広域から受水を受けておるわけですが、この期間につきましては約倍の1,488立方メートルということで期間中の増量分が3万3,840立方メートルということでございます。

なお、この湧水の期間中、ダムの貯水率が9月9日では51%、また、9月22、24日につきましては42.8%というような水量になっております。

また、鉛管の施工内容ということでございますけれども、当初は10カ所程度を見込んでおりました。これは舗装の関係等につきまして50カ所、延長にいたしまして182メートルを施工したということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

了解をいたしました。この鉛管交換工事という中でいま位置を確認をしたいんですが、実は先般、水道事業についてNHKで番組を行っていたんですが、その内容は、いわゆる自宅と本管、いわゆる今回でいう給水管と申しましょうか、その管の間の費用もしくはどこまでを管理しているかということで、NHKで報道されておったのは、本管までがいわゆる自治体の責任と。本管以降は各1軒1軒だと、世帯だということなわけでありまして。これはやはり視聴者である町民の皆さんからも、では、御宿町の今の実態はどうなのかという声も出ておりますので。ですから、水道を入れる事務が実際どうなっているのかと。これは鉛管というのは、その本管から多分メーターまでだというふうに私は理解するわけです。今回こういう形でやっているわけですから、私は単純にメーターまでが町の管理ではないかというふうに事務内容を推察するわけでありましてけれども、その辺についていま一度、どういう御宿町の水道事業の経営体になっているかというのを、この際ですから明らかにしていただきたい。

もう一点は、実はきのうですか、六軒町地区でしたか何か水道がとまったというふうな防災無線であったと思うんです。その内容はどうだったのか、何が原因だったのかと、どのように復旧されたのか。たしかすぐに復旧したんですけども、赤水が出るからきちんと対応をしてくださいという放送がされておりました。その程度しかなかったと思うんですけども、その

原因とそれから結構そういう事態があると思うんですけれども、それらについて水道担当としてどういうふうに考えておられるか。今回の事故内容も含めて説明いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） まず、御宿町の場合には、本管からメーター器まで、先ほど議員がおっしゃったように、そこまでが町の管理ということになっております。メーター器からというやり方で行っております。

また、六軒町で水道がとまったということでありましてけれども、これは平成22年度予算で、六軒町が天の守地先に給水するために、あそこは高台になっておりますので、圧力タンクによって水を揚げているというような施設がございます。そのタンクの自動制御のための電気配電盤これが老朽化が激しいということで、いつストップしてもおかしくないということで、その配電盤を新しく取りかえた作業ということでございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第17号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第11、議案第17号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4,257万6,000円を追加いたしまして、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,684万4,000円とさせていただくものでございます。

主な内容といたしましては、保険給付費の増額及び拠出金、交付金の精算によるものと、一般会計からの繰入金の増額及び基金の積立金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお願いいたします。

歳入の明細からご説明をいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額240万円は、一般被保険者の現年度課税分の収入見込みによる増額分でございます。

2目被保険者等国民健康保険税、補正額460万円は退職被保険者の現年度課税分の収入見込みによる増額分でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額114万1,000円は高額医療共同事業拠出金の4分の1を国が負担するものでございまして、精算による減額となりました。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、補正額2,139万円は退職被保険者の療養費等に係る交付金でございますが、交付決定の変更により減額となりました。

次のページ、7ページに移りまして6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額114万1,000円は国庫負担金の高額医療費の共同事業拠出金の減額と同様でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、補正額709万5,000円と2目の保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,215万3,000円は県内市町村の医療費の平準化のために実施している共同事業でございますが、医療給付費の増加によりまして本額が増額となる見込みとなっております。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額3,000万円は保険給付費の伸びなどによりまして、国保財政が深刻な状況にございます。財政安定化のための法定外繰入金として今回お願いするものでございます。基金保有額も少額となっております。急激な医療費の変動等に対応できない状況となっております。財政調整基金に積み立てることを目的として補正させていただきます。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,000万円は後半に高額な医療費が発生し、財源が不足する予定になっておりますので、基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出の明細についてご説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額2,440万7,000円は骨髄移植など高額な医療費の給付費の増額による一時的な支出となるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費は、交付金の減額による財源更正でございます。

5目審査支払手数料、補正額12万円は国保連の医療審査に係る手数料の増額分でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額570万円は移植手術などの高額な医療費の発生による増額分でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正額49万円は被保険者の死亡が少なかったための減額となるものとなっております。

次のページ、9ページに移りまして、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金1,544万6,000円の減額は、1目高額医療費拠出金及び3目保険財政共同安定化事業拠出金で、歳入での説明同様、県内で実施しております共同事業に対する拠出金でございます。今年度の医療費の状況から減額となっております。

8款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、補正額173万9,000円の減額は、特定健康診査及び特定保健指導の利用者が当初見込みより少なかったことによる減でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額2万4,000円の増額は国庫支出金でございます後期高齢者医療円滑運営事業費の補助金の21年度交付決定額による返還金でございます。

12款積立金、1項基金積立金、1目財政調整積立金、補正額3,000万円は国保財政安定化のための一般会計からの繰入金を、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

なお、本補正予算につきましては、平成23年2月18日開催の第4回国保運営協議会におきましてご承認をいただいておりますことをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

今、説明をいただきましたが、7ページの繰入金ということで3,000万円、これは今説明が

あったとおり、法定外繰り入れを行ったということの説明をいただきましたが、これは当初年度から国保の引き下げに対して、法定外繰り入れを行い国保税の引き下げ、また負担軽減を行うべきではないかということで町に求めてきたわけでありますけれども、町長のほうから最終的な結果を見て、必要であれば対応をするというふうに赤字に対して約束をいただいていた内容だというふうに思うわけでありますが、それについて確認をしたいというふうに思います。

それから、この今回の補正では3,000万円を繰り入れて、支出のほうで改めて3,000万円の積み立てを行うというような補正内容になっているわけでありますが、これは本年度に対する最終的な決算調整ですね。それから、事実上は新年度に対する繰り入れと。見かけではちょっと違うんですけれどもね。見かけは今年度の中で終わってしまうんですけれども、実質的には新年度に対する税軽減のための繰り入れというふうに理解してよろしいかどうか、それについて確認をしたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、3,000万円の法定外繰り入れということですが、議員のご指摘のとおりでございます。医療費につきましては2カ月おくれでまいります。今年度のものが最終的には5月という形になりまして、現状では医療費が伸びてございますので。ただ、先ほど歳出でご説明しましたように、突発的な骨髄移植等高額医療費の関係で一時的な伸びもございます。全体的に医療費が伸びている中で、基金のほうを1,000万円入れてございますので、こちらの全体基金のほうからとりあえず充当という形にしたいと思っております。

3,000万円をそのまま来年度に繰り入れるという点につきましては、こちらにつきましても正直申し上げまして、非常にこのところ医療費が伸びている。特に高額医療費が伸びてございますので、そういった意味では今後の支出関係を見ながら、基金に積み立てておけば緊急的な支払いとなっても対応できます。そういった意味での財政の安定化ということを図っているわけでございます。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより10分間の休憩といたします。

(午後 2時05分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時18分)

議案第18号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第12、議案第18号 平成22年度御宿町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、平成22年度御宿町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ88万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ353万8,000円とさせていただきます。

主な内容につきましては、老人保健特別会計は平成22年度におきまして清算業務を終了することとなっておりますが、新たにアスベストの被害者が労務災害認定を受けましたので、23年度に支出を行うため老人保健特別会計から一般会計に支出項目を設け、返納金を一般会計に繰り出しをするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入からご説明をいたします。

6款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者返納金88万5,000円は、アスベストによる労働災害申請をされていた者が本年度に認定を受けましたので、個人負担を除いた老人保健の適用について返納をしてもらうものでございます。

6ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

2 款諸支出金、2 項繰出金、歳入でご説明いたしました労働災害認定者の返納金を次年度に支払い基金や国に返納することから、一般会計に繰り出して支出するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

閉鎖ということで一般会計への繰り出しということで事務内容は了解をいたしました。この認定を受けたということでありますが、アスベスト患者に認定を受けたから返納という事務が発生をするということであるようでございますので、町内における認定患者数の把握、それから調査等はもうすべて終わりなのか、今後同様な病気ですね、こうした場合の発生等においては、またこれらについて審査、要するに該当して必要な医療費を受給できるという条件が残っておるのかどうか、確認をしたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 平成22年8月16日付で茂原労働基準監督署が認定をしております。町内1名の方でございます。

今後につきましては、一般会計のほうに返還の項を残しておきます。何かございましたらそこで改めて支出の対応ということも考えられると思います。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第19号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第13、議案第19号 平成22年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第19号 平成22年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ615万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,320万5,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、保険料の確定と交付金の精算によるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入の明細からご説明をしたいと思います。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料450万円の減額は、提出者死亡による保険料の納付者の減少によるものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金96万3,000円の減額は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の精算見込額によるものでございます。

5款繰越金、1項繰越金1,161万5,000円となりました。21年度決算の保険料納付金の繰越分でございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、2項徴收費10万円の減額は、事務経費の精算見込みによる額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は619万3,000円の増額となっております。医療費の増加によるものでございます。

3款諸支出金5万9,000円は、精算により一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第20号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第14、議案第20号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第20号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,867万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億4,091万3,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、国・県に係る負担金及び交付金の精算と介護サービス利用の増加によるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお願いいたします。

歳入の明細からご説明をいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は202万4,000円の減額でございます。介護給付費等負担金の国の法定負担が当初予算を下回ったことによる減額でございます。

2項国庫補助金は674万8,000円の増額でございます。1目から3目の交付金について、交付額の確定によるものでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は836万7,000円の増額でございます。

1目介護給付費等負担金は、第2号被保険者分といたしまして社会保険支払金から保険給付費の法定割合分30%枠を納めるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金は、額の確定により減額となりました。

7 ページに移りまして、5 款県支出金、1 項県負担金は195万4,000円の増額でございます。保険給付費の法定割合分30%でございます。

2 項県補助金は18万3,000円の減額でございます。介護予防、包括的支援事業に係る交付額の決定によるものでございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金は373万1,000円の増額でございます。国・県などの補助対象経費以外の経費も、事業の確定により一般会計から繰り入れるものでございまして、介護給付費、地域支援事業とも保険給付費の法定割合分でございます12.5%ということになってございます。地域支援事業繰入金につきましては、法定負担割合分が20%となります。

8 ページをお願いをします。

6 款繰入金、2 項基金繰入金は1,464万2,000円の減額でございます。保険給付費の増加により充当を予定しておりましたが、財政調整交付金等の追加増額によりまして、財源が確保できましたので基金の取り崩しは行いませんでした。

7 款繰越金、1 項繰越金は21年度繰越金で1,472万4,000円を充当し、収支の均衡を図りました。

9 ページに移りまして歳出についてご説明をいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費は1,681万円の増額でございます。

1 目介護サービス等諸費、居宅サービス利用や特別養護老人ホームのサービス利用の増加によるものでございます。

2 目介護予防サービス等諸費につきましては、住宅改修などの見込みが当初を下回ったことによる減額でございます。

3 項高額介護サービス等費は31万円の増額でございます。利用者の負担が高額になっていることや、低所得者の介護施設サービスの利用の増加によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、5 項特定入所者介護サービス等諸費は31万円の増額でございます。低所得者の施設サービスにおける食費や居住費につきまして、基準使用額から負担限度額を差し引いて直接支払う制度でございます。

4 款地域支援事業、1 項介護予防事業と下段の2 項包括的支援事業2 事業につきましては、国の支援事業内容の変更による財源更正を行うものでございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は93万3,000円の減額でございます。平成21年度

の地域支援事業に対する国・県の補助金の返還分と事業の精算によるものでございます。

11ページに移りまして、2項繰出金は217万8,000円の増額でございます。国・県支出金と同様に平成21年度地域支援事業に対する事業の精算により、一般会計に返還するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

10ページ、地域支援事業費ですね。介護予防事業及び包括的支援事業2事業ということで、補正のこの事務内容は財源更正ということですが、いわゆる国の支出金からこれは一般財源というよりも、いわゆる町ということになるかというふうに思うわけでありましてけれども、先ほども説明があったかと思っておりますけれども、いま一度なぜこの財源が国から町になったのか、一般財源になったのかという内容、それから事務がこの支援事業の変わった中身ですね。それから、一応これらは支出金ということですので町単になるわけで、一般的にも交付税を含めて措置されるのかされないのかということも現実的にはあるかと思っておりますけれども、その辺につきましてももう少し細かい説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 地域支援事業につきましては、地域包括支援センターを中心とした介護事業を展開をしております。いわゆる介護認定から、介護予防事業へと幅広く対応をしております。現在地域包括制度の中で、当初は、人件費等につきましても国のほうで一部負担いただくような形になっていたんですけれども、新しく平成22年度から3人の体制で地域支援事業を展開しておりますので、これによりまして当初の、兼務作業でございました体制から一部変わっております。これに対しての見直しということで財源更正をさせていただいたということでございます。

あと、地域支援事業につきましては、社会福祉士、保健師と、主任保健師とこの3人体制で現在実施しているところでございます。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

ちょっとよくわからないんですけども、3人体制というのはわかったんですけども、いわゆる歳入見込み分というものが制度変更により見込めなくなったので、その部分を一般会計と申しましょうか、この支出金ではなく財源を別にしたということで、事業そのものはまだ31日まであるんでしょうけれども、行うということによろしいんでしょうか。はい、わかりました結構です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第21号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第15、議案第21号 平成22年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第21号 平成22年度御宿町一般会計補正予算案（第6号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ6,500万円を追加し、補正後の予算総額を31億1,030万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、国の補正予算に基づきます地域活性化交付金関連について予算計上するほか、国民健康保険特別会計の追加繰り出し、各事業における事業費の精算や実績見込みを勘案した上で予算額の調整を行っております。また、財政規模に基づく適正な実質収支、さらには将来財政需要を見据えた上で、地方交付税等留保財源や予算執行不用額等について、財政調整基金への積み立てを行い、安定的かつ健全な財政運営に努めます。

補正財源としましては、国の補正予算に基づきます国庫支出金を初め、算定結果に基づく普通交付税等を充てて収支の均衡を図りました。

次に、第2条でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費について定めたものです。また、第3条は、地方債の追加及び変更について規定したものです。

それでは、予算書の内容でございますが、6ページ、第2表、繰越明許費、これにつきましては後ほど改めてご説明させていただきます。

7ページに移りまして第3表、地方債補正でございますが、漁港整備費事業債の限度額について330万円から290万円に変更するほか、中山間地域総合整備事業債の限度額につきまして2,330万円から950万円に変更するものでございます。

変更の理由でございますが、漁港整備事業債につきましては、岩田漁港整備事業において整備計画の最終年度を迎え、工事が完了し、事業費が確定したことから減額するものです。中山間地域総合整備事業債につきましては、換地の調整等に時間を要し、年度内の工事費が縮小されたことにより減額するものです。

次に、歳入予算にかかわる事項別明細ですが、予算書の10ページからご説明申し上げます。

1款町税、1項町民税、1項個人につきましましては、景気回復の傾向にあるものの家計レベルにおいては依然として到達していなく、徴収環境においても厳しい状況であることから、決算見込みを勘案した上で、500万円の減額を行うものです。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、町内ゴルフ場の等級の変更に伴い、収入状況を見据えた上で250万円の減額を行うものです。

10款地方交付税は、算定結果に基づき補正財源として5,019万1,000円を追加するものであります。

次に、12款分担金及び負担金は、2項分担金、1目農林水産業費分担金で563万7,000円の減。内訳としましては、1節漁港整備事業分担金で48万4,000円の減は、地方債補正と同様岩田漁港整備事業において事業費の確定に伴う漁港からの分担金を減額するものです。また、3節中山間地域総合整備分担金763万5,000円については、今年度執行にかかわる事業費の縮小に伴い、受益者の分担金を減額するものです。4節漁礁整備費分担金は、地域活性化交付金、きめ細かな交付金を活用し漁礁整備を行うもので、分担金条例に基づき漁協からの分担金250万円を追加するものであります。

13款使用料及び手数料ですが、1項使用料、2目商工使用料で56万4,000円の減額、月の沙漠記念館入場料について、決算見込みを勘案した上で予算額の調整を行うものです。

3目土木使用料51万4,000円の減額は、岩和田団地、矢田団地住宅使用料について決算見込みを踏まえ、それぞれ予算額の調整を行うものです。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、子ども手当に係るものであり、支出額の確定に伴い予算額を減額するものです。

2項国庫補助金ですが、1目民生費国庫補助金は放課後児童クラブにかかわるもので、国の補助内示を受けましたので166万2,000円を追加するものです。

2目衛生費国庫補助金ですが、1節清掃費補助金63万7,000円の減額は、合併浄化槽設置にかかわるもので、申請件数が当初見込みより下回ったことによる減額であります。2節保健衛生費補助金29万1,000円は、女性特有のがん検診にかかわる補助金であり、額が確定したことから補正するものです。

3目土木費国庫補助金及び4目教育費国庫補助金は、地震ハザードマップ作成や資料館の耐震調査に係る国庫補助であり、事業費の確定に伴いそれぞれ補助金を減額するものです。

12ページに移りまして、6目総務費国庫補助金3,274万円の追加ですが、国の緊急総合経済対策に伴う地域活性化交付金、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金にかかわるものであります。

次に、15款県支出金、1項県負担金ですが、1目民生費県負担金は、国庫補助金同様子ども手当の確定に伴う予算額の調整、4目保険基盤安定拠出金については、後期高齢者医療にかかわるものであり額の確定による補正でございます。

続いて、2項県補助金ですが主として事業費の確定に伴う予算額の補正を行っております。

1目総務費県補助金については、緊急雇用創出事業を活用した公共施設管理について、事業費の確定に伴い減額するものであります。

2目民生費県補助金につきましては、ひとり親家庭医療や重度障害者医療費などそれぞれ制度利用の実績を勘案した上で、補助金額の調整を行っております。

3目衛生費県補助金は、国庫支出金同様小型合併浄化槽設置に係る県補助金の減額であります。

4目農林水産業費県補助金286万円の減額は、岩田漁港整備事業の確定に伴うものでございます。

7目商工費県補助金につきましては、駅前観光案内所や月の沙漠複合インフォメーション施設の建設に係る補助金であります。

3項県委託金ですが、22年度中における県議会議員選挙委託金のほか参議院議員選挙委託金の精算でございます。

次に、16款財産収入、1項財産貸付収入、1目財産貸付収入の97万4,000円の減額ですが、契約変更や解約があったことにより、収入見込みを勘案し減額するものであります。

2目利子及び配当金は、学校建設基金に係るものでございます。

14ページに移りまして、2項財産売払収入969万1,000円ですが、六軒町の浦仲の地先における町有地売払収入でございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金につきましては、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに介護保険特別会計に係る精算繰り入れでございます。

20款諸収入、2項雑入467万5,000円の追加ですが、月の沙漠記念館における売店売上げなどの決算見込みを踏まえ、予算額を調整するほか後期高齢者医療に係る療養給付費の21年度精算返還金を受けることから、それぞれ予算額の調整を行っております。

3項受託事業収入、1目民生費受託事業収入49万3,000円の追加につきましては、管外保育について2件の受託を新たに受け入れたことによる追加でございます。

次に、21款町債でございますが、第3表、町債補正にてご説明したとおり、漁港整備事業債及び中山間総合整備事業債の変更を行うものでございます。

以上で歳入予算合計で6,500万円の追加をお願いするものです。

続いて歳出予算でございますが、国の経済対策に伴う各交付金事業の補正を行っていることから、お手元にお配りしております参考資料に基づき、予算書とあわせてご説明させていただきます。

まず、国の緊急総合経済対策事業に基づく地域活性化交付金、きめ細かな交付金関係事業でございますが、参考資料の をご覧いただきたいと思っております。この交付金制度は、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策を踏まえ、昨年10月8日に閣議決定され、総額2,500億円の追加措置がされたものであります。各団体への交付に当たっては人口、財政力等を別に算定され、御宿町については2,334万円の額が示されたところでございます。用途については、地域の活性化ニーズに応じた施設修繕のインフラ整備等が対象となります。公共施設の修繕や地域活性化に重点を置き、調整いたしました。

それでは、事業計画の内容について総務費より順にご説明申し上げます。

まず、旧社会福祉協議会跡地舗装整備事業につきましては、公民館前の旧社会福祉協議会跡地についてアスファルト舗装を行うもので、予算書の16ページ中段、財産管理費の工事請負費として500万円を計上しております。公共施設管理備品購入事業は、町有地の管理にかかわる常用草刈り機や軽トラックを購入するもので、事業費としましては財産管理費の備品購入200万円を追加しております。

続いて、衛生費ですがミヤコタナゴ環境整備事業は、ミヤコタナゴの生息地の環境保全に取り組むものであり、予算書19ページ中段、環境衛生費の委託料50万円に追加補正するものであります。

農林水産業費の漁礁整備事業でございますが、漁礁の設置を行うほか、カジメの利活用について調査研究を行うもので、予算書では20ページ中段、水産振興費の委託料100万円、工事請負費に500万円をそれぞれ追加計上するものであります。

商工費の回遊マップ作成事業につきましては、観光にかかわる回遊、周遊マップを作成するもので、予算書の20ページ下段、観光費の委託料に50万円を追加するものです。駐車場看板整備事業ですが、駐車場のサイン看板を設置し、利用者の誘導を図るもので工事請負費に200万円を追加しております。

土木費の町道1036号ほか舗装修繕事業の1,300万円ですが、六軒町地先などの町道の舗装修繕を行うものであり、予算書の21ページ上段、道路新設改良費の工事請負費に追加するものです。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金ですが、参考資料の をご参照いただきたいと思います。

この交付金制度はきめ細かな交付金と同様に閣議決定されたものであり、総額1,000億円の追加措置がなされ、御宿町では940万円の内示額が示されたところでございます。用途につきましては、弱者対策や知の地域づくりが対策となり、障害者対策や図書館整備に重点を置き調整いたしました。まず、総務費の住民生活に光をそそぐ基金ですが、先にご承認いただきました条例に基づき500万円を積み立てるもので、予算書の16ページ下段の積立金に追加補正するものです。基金につきましては、障害者等への対応を含め子育て支援に幅広く活用いたします。

次に、教育費ですが、図書室機能向上整備事業につきましては、小中学校及び公民館図書室にて図書の充実やエアコンの設置を行うものであります。

次に、交付金関係以外の主な補正でございますが、予算書の16ページをお開きください。

1 款議会費につきましては、決算見込みを踏まえ不用額となる臨時職員賃金及び議場改修工事費について減額し、予算額の調整を行うものであります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費ですが、4 節共済費の不用額を減額するほか13節委託料では基幹系システム構築について早期導入を図ることから、前倒しでデータづくりを行い500万円を追加するものです。19節負担金補助及び交付金については、額の確定いたしました普通交付税について、布施小学校にかかわるいすみ市の交付税配当金につきまして76万9,000円を追加するものであります。

2 目文書広報費につきましては、例規集台本作成時、例年更新加除もあわせて行っていたことから不用額を生じ、予算額の調整を行うものです。

3 目財産管理費につきましては、歳入予算にてご説明しましたとおり、緊急雇用創出事業に係る公共施設管理について、事業費が確定したことに伴いまず賃金を減額するほか、13節委託料で21万5,000円の減額は、庁舎空調設備改修に伴う設計委託について額が確定したことから、不用額を減額するものです。

4 目企画費でございますが、日西墨交流400周年記念事業の記録DVD複製について不用額が生じたことから減額するものであります。

6 目財政調整基金積立金ですが、3,000万円の積み立てを行います。将来財政の安定要因を踏まえ、地方財政法の趣旨に基づき積み立てを行うものでございます。

2 項町税費ですが、所得税過年度申告において住民税過年度分の更生による還付金が生じたことから、30万9,000円を追加補正するものでございます。

4 項選挙費ですが、歳入予算にてご説明しましたとおり、22年度中における県議会議員選挙に係る経費を追加するほか、22年7月に執行されました参議院議員選挙の精算を行うことから、3 目県議会議員選挙並びに4 目参議院議員選挙についてそれぞれ所要額を補正するものです。

次に、18ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費ですが、20節扶助費の30万円の減額は、実績見込みを踏まえ予算額の調整を行うものです。28節繰出金3,000万円の追加は、国民健康保険特別会計に繰り出すものであり、予期し得ない医療費の変動に柔軟に対応するとともに、年度間の不均衡の是正や国保財政の安定化を目的に追加補正するものでございます。

2 目老人福祉費ですが、広域連合の共通経費に係る実績見込みをもとに、19節負担金補助及び交付金で予算額の調整を行うとともに、28節繰出金では介護保険特別会計において保険給付

費が当初見込みを上回ることから、法定負担金について373万1,000円を追加補正するものであります。このほかアスベスト被害について労災保険の認定を受けた被保険者からの返還請求があり、老人保健会計の終了により清算事務を一般会計がそれぞれ所要額を補正するものでございます。

3目心身障害者福祉ですが、13節委託料16万7,000円の追加は移動支援事業や日中一時支援について、当初見込みを上回ることから追加するものでございます。20節扶助費200万円の減は、重度障害者医療費について当初見込みを下回ることから、実績見込みを踏まえ減額するものでございます。

5目後期高齢者医療ですが、保険料軽減措置にかかわる基盤安定繰出金の繰り出す額が確定したことから、96万3,000円を減額するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の1節報酬は、児童厚生員報酬について決算見込みを踏まえて不足が生じることから5万3,000円を追加するものであり、4節共済費及び7節賃金については、臨時職員人件費について組み替えを行うものです。

2目児童措置費については、歳入予算によってご説明しましたとおり、子ども手当について支給額が確定したことにより、224万9,000円を減額するものであります。

3目保育所費でございますが、管外保育について増加したことから101万2,000円を追加補正するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費ですが、13節委託料など400万円の減額は、妊婦健診や予防接種、がん検診について受診者数が当初見込みよりも下回ることから、実績見込みを踏まえ不用額を減額するものでございます。20節扶助費につきましては、当初予算において児童インフルエンザ予防接種費用を計上しておりましたが、国で措置されました新型インフルエンザで対応できることから、不用額85万円の減額をするものであります。

2項清掃費、2目じん芥処理費ですが、清掃センター最終処分場において面積を拡大し、利用しやすい形状にすることから、15節工事請負費で85万1,000円を補正するものです。

2目し尿処理費ですが、歳入予算にてご説明しましたとおり、小型合併浄化槽について申請件数が当初見込みを下回ったことから、不用額275万円を減額するものでございます。

20ページに移り、4項予防費、1目予防費ですが、後期高齢者健康診査や人間ドック受診の実績により不用額を減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業振興費ですが、歳入予算にてご説明しましたとお

り、中山間地域総合整備事業において換地の調整に時間を要し、年度内の工事が縮小されたことにより、2,296万円を減額するものです。

3項水産業費、2目漁港整備費についてですが、岩田漁港整備事業において整備計画の最終年度を迎え、事業額が確定したことから383万9,000円を減額するものであります。

9款商工費、1項商工費、3目商工費の4節共済費は、臨時職員の社会保険料において利率引き上げにより不足が生じたので、1万9,000円を追加するものでございます。

4目月の沙漠記念館管理運営費ですが、歳入補正に伴う財源更正でございます。

7款土木費ですが、1項土木管理費、1目土木管理総務費は、町道の草刈り業務委託について契約差金、不用額57万6,000円を減額するものです。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、19節負担金、補助及び交付金の8万4,000円は、岩田地先の急傾斜崩壊対策事業に係る県事業負担金でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費は、地震ハザードマップの作成について、契約差金の不用額28万7,000円を減額するものです。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費で9万円の追加ですが、第2分団詰め所の漏電ブレーカーや浄化槽フロアの修繕を要することから、不用額を補正するものでございます。

22ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費ですが、学校建設基金積立金への利息を積み立てるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費の11節需用費23万2,000円の追加は、御宿小学校におきまして高架水槽の配管や校舎内の配水管に不具合が生じたほか、容器において修繕を要することから不足額を追加するものでございます。

2目教育振興費の20節扶助費ですが、要・準用保護児童就学援助費及び特別支援教育就学奨励費について、当初見込みより対象者が少なかったことから、また、不用額45万2,000円を減額するものです。

3項中学校費、2目教育振興費の20節扶助費についても、同様36万6,000円を減額するものです。

4項社会教育費、2目公民館費のピアノ購入15万円ですが、公民館主催事業で使用いたします電子ピアノが老朽化により故障し、修繕ができないことから新たに購入するものでございます。

3目資料館費ですが、耐震診断に係る契約差金について26万2,000円を減額するものです。

5項保健体育費、1目保健体育総務費ですが、今年度開催されました国体において、デモンストレーションスポーツとしてパークゴルフ大会が行われ、事業実績により8節報償費から14節使用料及び賃借料までの不用額をそれぞれ減額するものです。

3目学校給食費ですが、7節賃金の28万8,000円の減額は実績見込みを踏まえ不用額を減額するものです。19節負担金、補助及び交付金で7万3,000円の追加は、給食費に一部未納があり食材費の支払いに影響を及ぼすおそれがあることから、一時的に一般会計から補てんするものでございます。

以上、歳出予算総額6,500万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を31億1,030万円とするものです。

続きまして、繰越明許費でございますが、予算書の6ページをお開きください。

なお、繰り越し理由及び完了予定時期等について参考資料として一覧表にまとめておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

総務費の国際交流事業の81万4,000円でございますが、アカプルコ市日本広場にオペリスクを建設するにあたり助成するもので、事業の進捗を踏まえ年度内の完成が困難なことから繰り越しをするものでございます。旧社会福祉協議会跡地舗装整備事業及び公共施設管理備品購入ですが、きめ細かな交付金を活用するものであり、年度内の執行が困難なことから繰り越しをするものでございます。

民生費の老人保健清算事業については、平成22年度をもって会計が廃止されることから、高額医療費の未精算分について一般会計で引き継ぎ、繰り越し手続を行うものでございます。

次に、衛生費のミヤコタナゴ環境整備事業から土木費の町道1036号ほか舗装修繕事業につきましても、きめ細かな交付金事業にかかわるものであり、年度内執行の困難なものについて明許繰越を行うものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

まず10ページであります。歳入ということで町税であります。現年度課税分ということで500万円の減額補正というご説明であったわけですが、もともとの町税に関しまし

では当初予算でたしか前年度対比4.3ポイント減額の中で、当初予算の提案をされたというふうに理解をしておりますが、今回この500万円減ずる中身ですね、もう少し細かく伺いたいと思います。

それから、同ページのゴルフ場利用税交付金ということでこれが250万円。ただいまの説明では等級変更によるというようなご説明であったかと思えます。私はゴルフをしたことがないので内容をよく理解をいたしておりませんが、そもそもこの等級というのは何等級あるのか、それで、その中で今回の補正内容はそれは何から何、額からしてこれは多分1回のプレー料金に多分利用料として税が課されるということになっておるといふふうに理解をしておりますので、それが幾らから幾らになるのかと。その事務内容について説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、最初に町県民税の個人分の500万円の減額補正の内容について説明をいたします。

個人分の町県民税につきましては、議員のご指摘のとおり、対前年度予算を4.3%下回る2億9,797万4,000円ということで当初予算を計上させていただいたところですが、リーマンショック等によりまして、経済や雇用状況の悪化が個々の所得の状況に影響したことから、決算額が当初見込みを下回る見込みであるため、減額の補正をお願いするものでございます。

主な内容につきましては、当初の調定につきましてはほぼ200万円程度の減額という形となっておりますが、徴収率について97%で見込んでおりましたが、やはり前年度所得が下回るというような経済状況の中から、97%というのが確保困難になりました分、今回減額補正をさせていただいておるものでございます。

それから、ゴルフ場につきましては、千葉県ゴルフ場につきましては、等級は1級の1,200円から12級の350円までございます。今回等級の見直しにつきましては、この中の9級の600円から12級の350円に税額が変更になっていることから、交付金についても減額をさせていただくものでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 町税のほうはわかりました。依然としてというか、さらに庶民の暮らしが大変だということはよく理解をできました。

それから、ゴルフ場利用税であります。等級の変更ということで600円から350円にということで、9級から12級に変更になったためというご説明があったというふうに理解をいたしま

した。そうなった場合にこの250万円でありますが、いわゆる利用者ですか、たしか本町は2カ所ゴルフ場があるというふうに理解をしておりますが、これは単純に級数の変更により利用税の減額措置ということであって、現実的な利用者の動向というのはどういうふうに把握をされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） ゴルフ場の利用客の状況でございますが、税額が安くなったということで料金も安くなっておりますことから、伸びている状況になっております。二つゴルフ場があるんですが、片方についてはほぼ横ばいの状況ですが、もう一つのほうについては約10%程度は伸びているというような状況です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。次に移ります。

11ページですね。次のページの月の沙漠記念館入館料ということで56万4,000円の減額で、これは使用料と入館料ということでありますが、同じような形でたしか収入分、これが14ページになりますか、諸収入の中で記念館売上げ、それから物産売上げということで、これもあわせて減額補正がされておるわけでありまして、御宿町は年間通してさまざまなイベントを行っているというふうに理解をしております。しかも、この間はいわゆる400周年記念事業を含めまして、その後も関連イベントがさらに継続しているという中で、非常に長い期間にわたって海浜地帯、記念館周辺を中心といたしまして、それから町内全体で擁するイベント等も行っているわけでありまして、私はそういう面では最近、そういう少なくとも延べ日数としてここ数年非常に増えているというふうに理解しているわけです。

その中で、なぜ記念館が下がっているのかと。記念館が下がっているということは、それはやはり町民のさまざまな観光に関連業者がございますね。こちらも同様にそういう事態が発生しているということもひとつ類推できるわけでありまして。その一つが、先ほど税務課長がおっしゃった町民税の減収というふうに、今度の補正はそういう流れになっていると思うんです。そういうふうに読めるわけでございます。

そういう中で、その町の観光、今行っている非常に長期にわたる、それから日数もどんどん増えておりますけれども、それが効果をあらわしていないのではないかとということも考えられるわけでありまして、そういうことも含めましてこの記念館の減額補正をしたということについて、担当としてどのように内容を理解していると申しましょうか、その現状をどのよ

うに把握をしているのかということについて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、入館料の問題ですが、先ほど議員ご指摘のように、昨年については400周年の非常に大きなイベント周知があったことによって、実際21年度の決算で見ますと約480万円程度の入館料がございました。また、平成20年度については380万円ということで、その400周年効果が非常に大きかったということを理解、思っております。また、雑入の売上げについても平成21年度が247万9,000円の売上げに対して、純利益ですね、20年度については165万1,000円ということで、やはり400周年の効果は非常に多かったということで私のほうは理解しております。

よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） そうしますと、逆に言うと見込みが甘かったというような判断にもなるかというふうに思うわけであります。それに対して予算上、今定例会は新年度予算も提案をされておまして、それも後日審議するということになっておるわけでありますけれども、これに対して先ほど私が問題提起をした部分で、どのように改善をしていくのかと。それともとりあえず平年並みに戻るといふことの理解なのか。それについてもう一度考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 予算を組む場合、あくまでも3年という平均的な数値を使っていく関係がありまして、このような問題が起きたものと思います。また、要望についてはやはり新年度予算にも繰り入れてきますが、月の沙漠記念館については、今後やはり多くの方から月の沙漠記念館ということで加藤まさをの展示物が少ないというご指摘もありましたので、今後2階の今まで映像展示室やそういったスペースがございまして、そういうものを利用しながら集客の増を図っていきたく思っております。また、一般の観光客については、非常になかなか分析が難しく、駐車場につきましては例年よりも増収という傾向が出ていますので、なかなか非常に難しい問題がそこにあるというふうに思っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次、16ページに移りますが、総務費の中の企画費ということで委託料、これは先ほどの説明

では400周年記念DVDの委託料でありまして、この精査したという中身で減額を処理するということではありますが、これはたしか4,000枚程度作成をしたやに伺っております。これが最終的に町民の皆さんにお配りをしたとか、さまざまな方法の説明を受けているわけではありますが、今現在それがどの程度、どこに、どういうふうに配布をされたのか。それから、残っているとすれば、今後それがどのように活用されるのか、含めて承りたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） これにつきましては、議員のおっしゃるように4,000枚つくりまして、単価的には1枚が外のパッケージも含めまして217円かかっております。これについては各区長さんを通じまして、各世帯に配りました。それが3,381枚、ただ、その中で100軒近く要らないとお戻りになった方もいらっしゃるって、町のほうに戻ってきております。そのほか、これについて500円で有償で販売しております。81個売れております。そのほか例えば静岡県の久能山、ロドリゴがメキシコが贈られた時計のある館長さんが来たときとか、そういう方のときにはやはり公的なものですから、無償で資料としてお渡ししているという状況で、今の段階で696枚町が管理しております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

事務内容については承知いたしました。696枚残っているということで、現在は主に500円の単価で販売をしているというようなご説明でありましたが、私はこれからやはり定住人口を増やしていくという中で、4月1日からホームページも新しくされるというようなことも今回の一般質問の中で、またさらに詳しい事務内容が明らかになりましたけれども、この400周年という中で、やはり御宿町もこの間私も目にして、大変外国の方も増えてきたと、また定住されている方も増えてきたというふうに理解をしております。

そのためには、私はこれを売るのではなくて、少なくとも今御宿町に定住希望の方についてはこれは無料で差し上げるというぐらいのことをとったらどうでしょうか。やはり御宿町のこれ大事な財産なり文化であり、私たちの誇りでありますから、そのためにせっかくこういうものをつくって、わずかこれ原価217円じゃないですか。これで300円程度の収入を得て幾らになるんですか。あなた方が、では東京とかどこかへ行ってプロモーションしますね。いろいろな話がありますけれども、人件費にしたら幾らかかるんですか、どれだけの効果があるんですか。それはゼロとは言わないけれども、それが不必要だとは言わないんですよ。ただ、これ財産じ

やないですか、みんなでつくった400年の昔からの先人の偉業でしょう。これこそ御宿町の発信すべき情報ではないんですか。それを本当に協働の町づくりとして実行委員会形式で県も国も、それからスペインもメキシコも同じ立場の中でイベントを行ったんでしょう、盛大に。大変立派な記念事業が行われたじゃないですか。

こうしたものをやはり御宿町として情報発信していくと。大事ではないですか。それをお金を取って配る。私はこれは少し、それは幾ら課税結果がどうだこうだというお話はありますよ。そうではないでしょう。やはり1人増える、2人増える。できれば世帯で御宿町に越していただく、そのための情報をどう提供するかとその大きな財産ではないですか。私はそう思うんですね。町長、このDVDやはりそういう形で使うべきではないですか。無料にすべきではないですか。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 石田町長。

町長(石田義廣君) 貴重なご意見ありがとうございました。これから参考にさせていただいて、そのようにさせていただきます。

議長(新井 明君) 5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) 5番、石井です。

では、次に移ります。

これは19ページであります。衛生費じん芥処理ということで施設補修工事ということで85万2,000円載ってございます。この内容についていま一度説明を受けたいというふうに思います。

議長(新井 明君) 米本建設環境課長。

建設環境課長(米本清司君) この85万2,000円につきましては、清掃センターの最終処分場の工事の追加工事分でございます。実施設計に係る精査によるもので、コンクリート舗装面積等の変更に係る金額でございます。

議長(新井 明君) 5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) 5番、石井でございます。

たしか今閉鎖業務とおっしゃられましたけれども、いわゆる清掃センター附帯施設ということで、これは長年懸案事項でございました。私もそのたびごとに議会で報告をいただいておりますけれども、私は非常に疑問に思っておりますのが、その事業内容ですね、逆に言えば県の

指導内容がそのたびごとに変わっているということで、大変長時間この閉鎖業務がかかっているというふうに理解をするわけでありませう。それで、これも先般本年度の中でたしか終了するという形で進んでおったというふうに思うわけでありませうが、そういう中では非常に細かい事務内容を県と調整協議の上、予算措置をしてきたわけでありませうので、それが面積内容が変更になったということだろうというふうに思いますので、それはまたこの内容において理解はしがたい内容なんですね。

それと、これはよくわからないんですけども、最終的にだれがどう判断するのか、それから、この施設においてはたしか法令が整う前の事案ということの中で事務が進んできたというふうに思うわけでありませうけれども、その最終判断というのは今現在、町担当者としてどういうふうに考えているのか、今後の事務内容をあわせてお伺いをしたいと思います。

それはなぜかと申しますと、先ほどというか、一般質問の中でいわゆる広域ごみ処理場これが進んでいるという中で、その間において今の当該における町の焼却炉ですね、その施設の運用を行うというようなことも当時関係住民と当時の町長がお約束をしていた内容だと思うんです。それが幾つになるかということも含めまして安全対策、そして今後の内容ですね、それについてあわせて答弁をいただきたいと思ひます。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） この工事の内容の変更につきましては、あくまでも詳細設計による変更ということでございます。当初3カ年で1,000万円という予算を組んだということですが、概算設計で行っていたということでございます。当然、年度ごとには詳細設計を組んで予算措置を行って実施してきたということでございます。

また、長期間かかってということですが、今回これで主な工事は終了するという考えであります。先ほど議員もおっしゃったように、法適用前の処分場ということでございます。県のほうといたしましては、この法適用前に一般廃棄物最終処分場の埋め立て終了及び廃止に係る指導指針というものがござひます。これが法適用前の埋立地に対する指針ということでございます。その中で、9項目ぐらいの廃止基準というものが設定されておひまして、主なものを二、三説明しますと、埋立地からのガスの発生等そういうものがほとんど認められないということと、またガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないということとござひます。あとは、水質の関係が頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、衛生基準等に適合をしていると認められることというものがござひます。基本的には、今後、最低でも

2年間をかけましてこういう調査をしていくと、そして影響がないということであった場合には廃止届を出すというような手順になっておると考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。あと2年程度最終的にはかかるというところで理解をいたしました。

次に、20ページであります、農林水産業費の中で中山間地域総合整備事業負担金ということで2,296万円減額ということですが、大変大きな金額でこれをすると全く事業が行えないような理解もするわけでありましてけれども、具体的にこの事業を今年度だけどこまで行われるのか。

それから、新年度には予算措置されているんだろうなというふうに理解をするわけでありましてけれども、今後、この減額措置と新年度の関係ですね。新しい事業年度になった中でのこの中山間事業、それについて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず今回の減額の主な要因としまして、1点目は県営事業なんです、国の予算の性質で約6,100万円程度が、平成22年度の新規予算の補助金という形できております。残りの1億6,000万円については平成21年度の国の明許繰越分ということで、これについては平成22年度に事業を行わなければ返還するという条件がついておりました。今回については、先ほど企画財政課長からお話がありましたように、最終的な事前換地を行う上で、非常に時間が当然かかったということもありまして、工事については6,100万円ほど、3月の下旬に、2工区に分けて発注し、4月1日をもって契約をし、工事を進めていくということをおつております。

また、新年度については今のところ、県の事業としては要望どおりの金額で推移していると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） なければ採決に移ります。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより休憩に入ります。10分間の休憩です。

(午後 3 時 2 2 分)

議長 (新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 3 9 分)

議案第26号の上程、説明

議長 (新井 明君) 皆様にお諮りいたします。

議事日程の変更をさせていただきます。

日程第20、議案第26号 平成23年度御宿町一般会計予算を先に説明だけをしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

議長 (新井 明君) 異議なしと認めます。

では、日程第20、議案第26号 平成23年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。先にやらせていただきます。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長 (木原政吉君) それでは、議案第26号 平成23年度御宿町一般会計予算案についてご説明申し上げます。

予算概要の1ページをご覧ください。

まず、平成23年度における町の財政見通しでは、高齢化の進展や景気低迷による住民所得の減少を受け、歳入の根幹である町税が減収する中、国の施策により地方交付税は増額が見込まれるものの、町債に係る償還がピークを迎えるとともに、国保や介護を初めとする社会保障費の増加を初め、戸籍の電算化や内部基幹システムの更新時期を迎えたこと、さらには債務負担にてご承認いただいております庁舎空調設備改修事業等も重なり、予算編成は厳しい調整となりました。

一方、国政の混迷もあり、今後の景気動向も依然として不透明ではありますが、地方自治体は

自治法の本旨に基づきみずからの責任において判断し、地域経営を行うという地域主権の動きは加速することが予測され、民主党政権の施策の一つの柱であります地方への一括交付金も平成23年度は都道府県、平成24年度は市町村へ交付というスケジュールが示されております。

町の平成23年度予算編成方針でも、これらの動きに的確に対応し、真に地域主権の受け皿となる自治体を目指し、各部署、各職員個々においても従来よりさらに一歩進めた事業展開を求めよう指示がございました。

予算編成にあたっては、これらを踏まえた上で、3カ年実施計画をベースに町民の安心・安全、福祉の向上、産業の振興及び教育環境の充実など町民生活に欠かすことのできない行政課題の重点配分に努めました。また、財源の効果的な配分に努めるとともに、マニフェストに掲げた事業を初め、議会からのご意見、提案、さらには各種団体や委員会からの要望をもとに再配分をいたしました。

次に、予算案の具体的な内容ですが、予算書の1ページをご覧ください。

予算書の第1条ですが、平成23年度の一般会計予算の規模を歳入歳出総額31億4,000万円と定めるものでございます。前年度に比べ2億1,000万円の増、割合にして7.2%の増となりました。増額の主な要因については、国民健康保険や介護保険事業など社会保障費の増加を初め、戸籍の電算化、内部基幹システムの更新時期を迎えたこと、さらには債務負担によります庁舎空調設備や、行政区から要望のありました旧岩田小学校施設の解体等による総務費の増加が挙げられます。

次に、第2条でございしますが、地方債に関する規定であり、予算書の9ページ、第2表地方債並びに予算概要の17ページ、町債をご覧ください。町債の限度額は1億8,610万円を計画し、借入れする際の利率を現在の利率状況を踏まえ3.5%以内とするものでございます。また、今回、少しでも有利かつ合理的な財政運営を進めるため、政府資金に合わせまして民間資金につきましても10年後見直し方式を採用することができるよう、利率条件ただし書きの改正を行っております。

それでは、地方債の内訳でございしますが、中山間地域総合整備事業債については、平成21年度から実施しております中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので、充当率は90%、これの交付税にて50%の財源措置があるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、交付税からの一部振り替え措置であり、地方財政計画で見込まれる発行可能額の範囲内で借入れを行うものでございます。

水道企業団出資事業債につきましては、南房総広域水道企業団が実施する水管橋の耐震補強工事の町出資金に充てるもので、市町村出資金に対して充当率100%、今年度交付税にて50%の財源措置があるものでございます。

消防関係備品購入事業は、補助金を除いた75%が充当され、交付税にて30%の財源措置があるものでございます。

予算書1ページにお戻りいただきまして、3条及び4条につきましては、地方自治法235条の3第2項による一時借入金の限度額、並びに地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による項款の流用ができる場合について定めたものでございます。

それでは、各款ごとの内容でございますが、予算概要に基づきご説明させていただきます。予算概要の45ページをお開きください。

まず、歳入ですが、町税は9億3,211万円となり、前年度と比べて1.4%の減となりました。主な特徴点としては町民税では法人分で増額が見込まれる一方、高齢化の進展や就職難といった社会的要因から個人所得で大きく5%減少が見込まれ、町民税全体では1,905万円の減となりました。

固定資産税につきましては、土地の評価変動により減少傾向要因はあるものの、新築家屋の増加により393万円の増となりました。

2款地方譲与税から8款自動車取得税につきましては、国の示します地方財政計画並びに県の推計値を基に所要額を計上しております。譲与税等全体では前年度比135万円の減額計上となっております。

なお、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、町内ゴルフ場の等級変更により300万円の減となっております。

9款地方特例交付金は1,300万円を計上し、前年と比べ52.9%の増となりました。児童手当特例交付分に係る増加であり、地方財政計画で示された計数を基に当初計上しております。地方交付税は総額10億円を計上し、前年度比13.6%の増となりました。前年度ベースで2.8%の増が示されていることや、22年度算定結果を踏まえ普通交付税で9億7,000万円、特別交付税で3,000万円となっております。

分担金、負担金は2億4,811万円の前年度に比べ1,990万円の減であり、ごみ処理に係るいすみ市負担分及び中山間総合整備の年次事業費にかかわる受益者分担金の減が主な要因でございます。

使用料及び手数料は6,147万円で、観光施設使用料や駐車場、公営住宅等にかかわるものでございます。

国庫支出金は1億3,909万円で前年度比2,390万円の増となりました。増額の主な要因は、医療給付費や障害福祉サービス利用等の増のほか、子ども手当の拡充に伴う国庫負担の増によるものであります。

県支出金は2億2,501万円で前年度に比べ0.9%増となりました。主な内容は22年度における国勢調査や岩田漁港整備事業の完了に伴い減額となるものの、緊急雇用創出事業の補助金を活用した事業の増や、LED防犯灯設置にかかわる補助金の増が挙げられます。

財産収入は1,616万円で前年度比36.7%の減となりました。町有地の売払収入の減によるものでございます。

寄附金は、一般寄附及び活力あるふるさとづくり基金の受け入れ科目の設定を行うものでございます。活力あるふるさとづくり基金は、平成20年度より制度施行をいたしまして、これまでに37件で約270万円の寄附がございまして、

繰入金は4,300万円を計上し、皆増となりました。町債において償還ピークを迎えることから、減債基金から4,000万円を取り崩し財源とするものであります。また、22年度に新たに新設されました住民生活に光をそそぐ基金から300万円の繰り入れ、障害者の対応を含め子育て支援に幅広く活用するものでございます。

繰越金は前年度と同額の7,000万円となり、財政規模における適正な実質収支等を踏まえた上で計上をいたしました。

諸収入は6,630万円となり、前年比で25.5%増となりました。月の沙漠記念館や町営プール売店売り上げのほか、広告掲載や有価物売払収入、JRからの返還金等について、過去の実績を踏まえ当初計上いたしました。また、B & Gプール改修に伴う助成金により、大幅に増額となっております。

町債は、先ほどの第2表、地方債でご説明しましたが、財政支援措置のあるものに限定するなど1億8,610万円を計上いたしました。

歳入合計で31億4,000万円でございます。

次に、歳出でございますが、予算書の31ページからと予算概要の47ページをお開きください。

1款議会費は8,711万2,000円を計上いたしました。議会運営費や議員活動経費、議会だよりの発行経費等に係るものでございます。前年度に比べ1,946万3,000円の増加となっております。

が、議員年金制度の廃止に伴う経過措置として、4節共済費に自治体負担分として約2,300万円を計上したことによるものでございます。

32ページから2款総務費につきましては、前年度に比べ1億932万9,000円増の6億7,364万4,000円を計上いたしました。全体の21.4%を占めております。

1項総務管理費は5億5,258万5,000円で、主な内容は電算機器の使用料、庁舎管理経費を初めとする事務管理経費のほか、広報誌等の発行、町有財産の管理、行政区の運営経費や各種防災対策経費などでございます。

32ページ、1目一般管理費の9節旅費のメキシコ使節派遣旅費につきましては、姉妹都市アカプルコ市に建設を進めております友好記念碑竣工式への派遣費用でございます。

33ページ、13節委託料の電算システム改修委託及び14節使用料及び賃借料の電子計算機器使用料の一部は、電算基幹系システム更新に係る経費でございます。また、18節備品購入費のパソコン購入につきましては、現在職員が使用しておりますパソコンの年式が古く、県等関係機関との連絡調整に支障を生じていることから、おおむね各課2台、計20台の対応可能な機種に買い換えるものでございます。

35ページ、3目財産管理費の13節委託料の測量委託は、町有地管理のための測量委託、空調機施工監理委託は庁舎空調設備改修の管理委託です。また、町有地樹木伐採委託は、22年度同様県の緊急雇用制度を活用し、倒壊の恐れのある町有地、のり面の樹木伐採を実施するもので、森林保全委託は磯根資源の保全に向け、密集した町有地山林の伐採を生態系に配慮した上で、実施するものでございます。15節工事請負費、庁舎空調設備工事でございますが、平成5年度からの建築から18年を経過し、不具合が生じております役場庁舎空調設備の改修工事を実施するものでございます。また、庁舎改修工事は図書室の雨漏り修繕、建物解体工事は旧岩田小学校校舎、給食準備室、倉庫等の解体と跡地の整地等を実施するものでございます。

36ページ、4目企画費の8節報償費は、町民のボランティア活動に対するもので、半日のボランティア活動に対し約ジュース1本分程度の町内で使えるラクダカードのポイントを付与し、協力をいただくことを考えております。13節委託料94万5,000円と14節設備使用料240万9,000円は、光ファイバー設備の保守及び設備使用料でございます。また、12節広告料、14節使用料及び賃借料のバス借上料及び各種借上料は、定住化促進のための体験ツアー実施に係る経費で、JTBやバス会社、また定住化パンフレットを設置しておりますふるさと情報プラザを通じ、首都圏の移住を考えている方々に日帰り、御宿の里山、海、町中を体験していただくことを

考えております。19節負担金補助及び交付金の国際交流事業は80万円で、うち30万円はきずな記念日行事に係る事業に充てております。各種負担金30万円は、大多喜町との連携により、交流人口の増加や定住化を促進するため町内外の幅広い人々を対象とした出会いの場を提供する事業にかかわる予算でございます。

また、37ページの魅力ある地域づくり補助金は、各区における地域コミュニティ活動に対する補助で、当初予算でおおむね2団体100万円を計上しております。

5目諸費、15節工事請負費の2,001万円はグリーンニューディール補助金を活用し、町内の防犯灯をLED化するもので、658台の設置を予定しております。

39ページから4ページの町税費は賦課徴収事務に係る経費でございます。

40ページ、下段からの3項戸籍住民台帳費は5,526万5,000円を計上いたしました。前年度と比べ2,876万6,000円の増加となっておりますが、主な要因は戸籍の電算化に伴います委託料及びシステム使用料の増加によるものでございます。また、18節備品購入費は公的個人認証機の更新をするものでございます。

42ページに移りまして、4項選挙費ですが、県議会議員選挙、町議会議員選挙に係る経費を計上しております。

次に、43ページ、5項統計調査費ですが、23年度に実施されず経済センサス等の経費を計上いたしました。

6項監査委員費は監査委員報酬及び事務費でございます。

44ページからの3款民生費につきましては7億5,929万1,000円を計上し、前年度と比べ7,453万6,000円の増となり、構成比は全体の24.2%となっております。

1項社会福祉費は、民生費の70%を占める5億3,214万8,000円を計上し、主な内容といたしましては国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など各特別会計への繰出金のほか老人福祉、障害福祉にかかわる扶助費、社会福祉協議会への運営補助等が挙げられます。

44ページの1目社会福祉総務費の13節委託料は、平成24年度から始まります第3期障害者計画の策定にかかわる経費でございます。また、15節工事請負費のアンテナ工事は、地域福祉センターの地デジ化対応、18節備品購入費は年金情報紹介に係る端末の更新にかかわる経費でございます。

45ページの中段、28節繰出金6,730万9,000円は、国民健康保険特別会計への法定繰出金ですが、所得の減少や軽減割合の見直しにより、前年度と比べ2,050万4,000円の増加となっております。

ます。

2目老人福祉費、12節役務費の緊急電話設置料及び電話回線料並びに46ページの14節使用料及び賃借料の緊急電話費用につきましては、緊急時の連絡手段として通報装置を設置するものでございます。同じく46ページ中段の13節委託料は、老人ホームへの入所措置に対します経費でございます。また、老人福祉計画分析委託は、第5期老人保健福祉計画策定にかかわる経費でございます。28節繰出金、介護保険特別会計繰出金は1億1,939万4,000円を計上、前年度と比べ約380万円の増加となっております。

47ページ、3目心身障害者福祉費、20節扶助費の更正医療515万5,000円ですが、受給者の増により前年度と比べ440万円の増加となっております。また、介護給付費8,305万4,000円は、利用者の増加等により前年度と比べ2,150万円の増となっております。

続きまして48ページをお開きいただきたいと思います。

2項児童福祉費につきましては、保育所並びに放課後児童クラブの運営にかかわる経費のほか、子ども手当にかかわる経費を見込み2億2,714万3,000円を計上いたしました。

49ページ、15節工事請負費の児童館整備工事は雨漏り改修工事、またアンテナ工事は地デジ対応アンテナ設置にかかわる工事でございます。

49ページ、2目児童措置費は子ども手当にかかわる経費の計上をいたしました。県の方針と合わせて町負担の財源を充てておりますが、今後国政の動向に充分注視してまいりたいと考えております。

51ページ、下段からの衛生費5億588万6,000円を計上し、全体の16.1%を占めております。

1項保健衛生費ですが、町民の健康管理促進に対する各種健診事業、感染症予防や子供医療にかかわる経費のほか、国保国吉病院負担金、環境整備にかかわる経費などで1億3,402万1,000円を計上いたしました。

52ページ下段からの2目予防費では、各種検診事業の受診率向上を図るための通知方法を見直すほか、53ページ、13節委託料で子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業、また20節扶助費で高齢者を対象といたしました肺炎球菌予防接種費用の助成にかかわる経費を計上いたしました。

54ページに移りまして、3目環境衛生費では河川浄化のため、小中学校での河川浄化啓発教育を実施するほか、3節委託料、ミヤコタナゴ保護増殖事業は、天然記念物ミヤコタナゴ生息地の維持保全に取り組むものでございます。

また、4目子供医療対策費の20節扶助費、子供医療対策事業は小学校3年生までの医療費、児童医療対策費は小学校4年生から中学生までの入院医療について助成するものでございます。

55ページ、2項清掃費は、清掃センター運営経費や合併浄化槽設置補助金のほか、夷隅環境衛生組合の負担金等で3億3,594万7,000円を計上いたしました。

55ページ下段、1目清掃総務の19節負担金補助及び交付金は広域ごみ処理施設建設事業への負担金でございます。

57ページ上段、15節工事請負費は町清掃センターの施設補修にかかわる経費でございます。

58ページからの3項上水道費ですが、町水道事業に対する運営補助、南房総広域水道企業団に対する補助及び出資でございます。町水道事業に対する運営経費につきましては、安定的な運営と供給単価の抑制を目的に、前年度より500万円増の2,000万円を補助するものでございます。また、予防費は後期高齢者医療の特定健診にかかわる経費でございます。

5款農林水産業費は、前年度に比べ5,645万2,000円減額の7,405万8,000円を計上いたしました。漁港整備工事の完了等が減額の主な理由となっております。

58ページ下段からも1項農業費は、農業委員会経費やイノシシ被害対策、各種農業振興にかかわる経費のほか中山間地域総合整備事業負担金を計上いたしました。

59ページ、1目農業委員会費、13節委託料及び18節備品購入費は、農地情報管理システムの改修に伴う経費でございます。

3目農業振興費、8節報償費、13節委託料は、イノシシ等の有害鳥獣の駆除処分を町猟友会に委託するもので、被害の抑制に努めてまいります。また、60ページの19節負担金補助及び交付金、イノシシ被害防止対策助成は電気さく14件の設置にかかわる補助を見込んでおります。中山間地域総合整備事業負担金は2,569万7,000円で、事業割合による負担でございます。

2項林業費については、林道の維持管理経費や団体負担金でございます。

1目林業振興費、13節委託料の看板作成委託は、昨年植樹いたしましたメキシコ松の植栽箇所看板を設置するものでございます。

続きまして61ページをご覧いただきたいと思います。

3項水産業費は、種苗放流や漁獲共済補助等の水産業振興経費を計上しております。漁港整備事業の完了に伴い減額となりましたが、23年度では水産業構造改善施設整備事業として岩和田漁港給油施設整備に対する補助を行い、基盤整備の充実を図ります。

次に、62ページからの6款商工費でございますが、商工業の振興や各振興経費として前年度

と比べ1,231万5,000円増の1億1,967万7,000円を計上をいたしました。

2目商工振興費、13節委託料、おんじゅくウェルネス計画委託はふるさと雇用創出事業を活用し、住民の健康増進、地域経済の発展を図るため地域資源を活用したプログラムの企画実施を委託するものでございます。19節負担金補助及び交付金、商工会補助は地域経済の活性化のため、商工会が行う各種振興事業に対する補助でございます。

63ページに移りまして3目観光費、13節委託料の観光企画作成委託は、観光客誘致に向け年間を通じた特色あるイベントを委託するものであります。植栽整備委託は、駅前道路や海岸の付近植栽箇所の春、秋の植栽やヤシの葉の伐採を委託するもので、花につきまして従来より株数を多く植栽し、イメージアップを図ります。業務委託は引き続き緊急雇用創出事業を活用し、イベント時の観光案内と観光客のニーズ調査を実施するもので、今後の観光施策に結びつけていきたいと考えております。管理委託は、メキシコ記念公園管理清掃を委託するもので、設計委託は砂丘橋の改修と付近のバリアフリー化に対する設計を委託するものでございます。調査委託は400周年記念事業を通じ、町の観光名所として整備されましたメキシコ記念公園への大型バスへの来客を目的として、将来的な駐車場整備を視野に公園付近の用地について調査するものでございます。地域資源活用観光推進事業委託は、ふるさと雇用創出事業を活用し、地域資源を活用した周遊ルートの確立や情報発信、旅行商品の開発を行います。エコツーリズム推進事業委託は、緊急雇用創出事業を活用し観光案内所で観光客を中心に町内を散策するための原動付自転車貸し出し事業等を実施するものであります。指定管理料は、駅前観光案内所の指定管理料でございます。

64ページ、4目月の沙漠記念館管理運営費は、月の沙漠記念館の管理運営費を盛り込むほか、65ページ、13節委託料で開館後21年を経過し、一部雨漏りも発生しているため、施設の大規模補修計画策定を委託いたします。また、19節負担金補助及び交付金は音楽祭、月の沙漠童謡大会を引き続き実施いたします。

5目町営プール管理運営費ですが、スライダープールやろ過装置モーターの計画的な修繕を行い、安全な施設管理に努めるほか、66ページ、15節工事請負費で管理棟事務室のエアコンを改修いたします。

7款土木費につきましては6,733万4,000円を計上し、前年度と比べ309万5,000円の増となりました。

1項土木管理費は職員人件費や団体負担金等にかかわる経費3,554万1,000円を計上いたして

おります。

68ページ、2項道路橋梁費は1,391万6,000円を計上し、生活関連道路の維持整備を計画的に実施いたします。

3項住宅費は、町営住宅の維持管理経費のほか富士浦団地外部塗装工事経費を計上しております。

69ページ、4項都市計画費につきましては、13節委託料で都市計画法に基づき23年度実施されます都市計画基礎調査業務と地形図修正業務にかかわる経費を計上しております。また、19節負担金補助及び交付金の住宅耐震診断補助は、20戸分の住宅耐震診断補助を計上いたしました。

5項河川費は清水川、高山田地域の護岸工事にかかわる経費を計上いたしました。

続いて70ページ、8款消防費でございますが、町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金等に係る経費として、前年度と比べ2,727万7,000円増の2億1,922万9,000円を計上しております。

1目常備消防費では、広域常備消防に対する負担金で共同指令センター整備負担金、消防緊急無線のデジタル化整備負担金が増加となっております。

2目常備消防費は、住民の安全で安心な生活を守るため、町消防団の活動等にかかわる経費でございます。

71ページ、3目消防施設費の15節工事請負費は、第2分団六軒町詰所防護フェンス改修工事を、18節備品購入費は計画的な分団消防車両の更新として、第7分団消防ポンプ自動車購入費用を計上いたしております。

続きまして72ページの9款教育費でございますが、前年度に比べ3,683万3,000円増の1億9,514万4,000円を計上いたしました。

1項教育総務費につきましては、教育委員会運営費やALTのほか各種団体に対する補助金が主な内容となっております。

73ページ、2目事務局費、13節委託料は建築基準法の改正等に伴う中学校屋内運動場の設計見直しを委託する経費でございます。また、14節使用料及び賃借料の安全安心連絡網使用料は、携帯端末等を利用し保護者等への早急な連絡対応を図るため、緊急連絡網を整備するものでございます。

74ページからの2項小学校費でございますが、小学校の管理運営経費や図書等の教育振興経

費を計上しております。

74ページ、12節役務費の電話料には、学校への不審電話に対応するためのナンバーディスプレイに対応した回線使用料を計上しております。また、75ページ、15節工事請負費は、御宿小学校校舎西側外壁雨漏り補修工事及び職員室エアコン設置工事を計上しております。

76ページに移りまして、3目組合学校費の布施学校組合負担金ですが、児童数割を踏まえ1,263万2,000円を計上しました。

なお、布施小学校につきましても御宿小学校同様教育振興備品の充実を図っております。

3項中学校費は、中学校における学校管理運営経費や図書等の教育振興経費のほか、生徒宿泊訓練補助等で1,317万5,000円を計上いたしました。11節需用費では美術室の修繕を実施いたします。

77ページ、18節備品購入費は屋外用スピーカーセットと不審電話対応策としてナンバーディスプレイ対応電話機の購入経費を計上いたしました。

78ページ中段からの4項社会教育費ですが、公民館、資料館の運営費や文化財保護等で3,465万1,000円を計上いたしました。8節報償費の講師謝金は400周年記念事業を契機に、スペイン大使館の協力により実施しております音楽コンサートに係る経費でございます。

81ページ下段の4目文化財保護費、19節負担金補助及び交付金、無形文化財保護育成につきましては、文化財の保護育成のため補助するもので、新たに布施地区の3団体を追加し、補助することとしております。

82ページに移りまして、5項保健体育費は、体育施設や共同調理場の運営経費として7,420万円を計上いたしました。

83ページ、2目体育施設費15節工事請負費の施設補修工事は、B & G財団の助成を受けプール鉄骨改修工事を実施するものであります。

次に、84ページ、3目学校給食費は、子供たちに安全でおいしい給食を提供するため、設備のメンテナンスを行い、安全、適正な業務に努めてまいります。

85ページの15節工事請負費は、回転釜設置場所の改修と冷蔵庫工事で、18節備品購入費は冷凍冷蔵庫の購入でございます。

10款災害復旧費ですが、科目設定として1,000円を計上しております。

11款公債費については4億3,562万4,000円を計上いたしました。23年度までが償還のピークであり、翌年度以降は減少していきませんが、今後も公債費の抑制に向け引き続き努めてまいり

たいと考えております。

12款予備費は、地方自治における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年と同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額を31億4,000万円とするものでございます。

なお、平成23年度予算に係る主要事業につきましては、予算概要の19ページから43ページ、また、ゼロ予算事業につきましては実施計画案82ページにお示ししてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） 平成23年度御宿町一般会計予算につきましては、担当課長より説明がりましたが、質疑及び採決については14日に行います。

議案第22号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第16、議案第22号 平成23年度御宿町水道事業会計予算についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、1ページの第2条、業務の予定量から説明をいたします。

給水戸数及び年間総給水量につきましては、前年度実績をもとに過去3年間の平均伸び率と前年度1戸当たりの有収水量を勘案し、給水戸数3,713戸、年間総給水量が90万2,000立方メートルとさせていただきます。

年間総受水量は南房総広域水道企業団との協定に基づき28万1,088立方メートル、1日平均受水量を768立方メートル、また、1日平均給水量は2,464立方メートルとさせていただきます。

また、主な建設改良事業としまして、浄水場機器改良事業で3,150万1,000円、配水施設改良事業で1,065万8,000円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出と2ページの第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書にて説明をさせていただきます。

第5条、予定支出の各項経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用の相互と

決めました。

3ページの第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費2,177万9,000円、交際費1万円と決めました。また、第7条の他会計からの補助金額は2,000万円としました。水道料金の格差を是正し、町民負担の軽減を図り、また経営の健全化を促進することを目的としておりまして、市町村の補助金額をもとに県の補助金も増額されますので500万円の増額をしました。

第8条はたな卸資産の購入限度額を15万8,000円と決めました。

次に、8ページの事項別明細書の収益的収入及び支出を説明いたします。

水道事業収益を2億7,500万4,000円とし、前年度より7,930万円の増額としました。営業収益2億3,596万2,000円の内訳といたしまして、給水収益2億3,575万2,000円、その他の営業収益は指定工事店登録手数料、回線手数料として21万円を計上しました。

営業外収益は3,904万2,000円とし、前年度より942万6,000円の増額となりました。この増額につきましては、他会計及び県の補助金を見込んだものでございます。

9ページの水道事業費用は2億6,550万5,000円とし、前年度より1,178万2,000円の増、営業費用2億6,097万3,000円は、内訳といたしまして原水及び浄水費1億3,077万8,000円。主な事業といたしましては、修繕費の浄水場機器修理が2,100万円、委託料の浄水場等の運転管理、水質検査料が1,469万2,000円、受水費は1億259万8,000円、これは南房総広域水道企業団への受水費でございます。

10ページの配水及び給水費3,125万4,000円は、人件費が1,293万2,000円、物件費が1,832万2,000円です。物件費の主な内容は、修繕費の1,091万2,000円、鉛管の取り替え、漏水修理等の費用を計上しました。委託料432万7,000円は水質検査、量水器の取り替えと配水管の洗浄委託費でございます。

11ページになりますが、総係費1,879万4,000円の内訳は、人件費が884万7,000円、物件費が994万7,000円で、物件費の主な内容は使用料及び賃借料の電算リース料458万3,000円、委託料414万8,000円は、メーター器の検針委託料でございます。

12ページになりますが、減価償却費8,014万6,000円、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

資産減耗費は改修工事等に係る有形固定資産の除却損、または廃棄損が発生した場合の科目の設定でございます。

営業外費用423万2,000円は、支払利息等消費税及び地方消費税、特別損失の過年度損益修正損は10万円、予備費を20万円です。

次に、13ページの資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入は420万1,000円、うち納付金が420万円で新規加入分を計上しました。

以下開発の負担金は、科目の設定でございます。

次に、14ページの資本的支出ですが4,974万8,000円。内訳としまして建設改良費が4,215万9,000円。主な内容は原水及び浄水費の工事請負費3,150万円、電気設備更新工事、ろ過池逆洗管の更新工事等々、配水及び給水費が1,050万円の第2配水池次亜塩素素注入設備改修工事や第3配水池の非常用電源設備更新工事でございます。

企業債利子償還金は758万9,000円です。

それでは、2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入に対する資本的支出の差し引きの総額4,554万7,000円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金にて補てんをさせていただくものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

8ページであります。水道事業収益ということで給水収益がこの予算では対前年度より減額というふうになっておるわけでありませけれども、これについての説明を受けたいというふうに思います。また、営業収益2の中その他の営業収益ということで、手数料が21万円になりますか。これは開栓手数料ほかというような説明になっておるわけでありませけれども、この内容について説明を受けたいと思います。たしか開栓手数料につきましては、主にマンション等この出入り、利用状況の中で町はたしか条例を制定したというふうに私は記憶をしているわけでありませ、これが対前年度で増えているわけでありませけれども、この増加した要因も、あわせて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 給水収益は、過去3年間の平均と伸び率等を勘案して計算をさせていただきました。給水戸数が3,713戸で、平均が243立方メートルということで計算し、基本的な料金といたしまして4,200円の料金体系の方が1,710戸ということで計上をさせていた

だいております。

また、その他の営業収益ということでございますけれども、これは指定工事店の登録手数料、あるいは開栓手数料ということで、開栓手数料につきましては例年の平均値を取りまして約20件ということで、登録手数料は指定業者1件ということで合計21万円を計上させていただきました。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

給水収益であります。減じた理由というのは経済的なものなんでしょうか。節水が進んだとかいろいろあると思いますけれども、それについて説明を受けたいと思います。

それから、もう一つ次なんですけれども、10ページ、配水及び給水費の中の修繕費ということで、鉛管取り替えということであります。この予算については何力所ぐらいを予定しているのかということです。あわせてこの新年度これが順調に進んだ中で、来年度末においての鉛管の布設替えの進捗率がいかほどになるのかということも、あわせてお伺いをしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 鉛管の交換の箇所数につきましては、23年度は40力所程度を見込み、前年度の10力所に比べまして大幅に増額をしております。

また、進捗率ということでございますけれども、平成22年度が50力所ということで残力所数が1,494と、23年度40力所をやったとして1,450力所の残ということになります。進捗率ということでございますけれども、約20%弱というふうには考えております。

議長（新井 明君） 理由。まだありますよ。答弁漏れ。減収の理由。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 給水収益の減収の理由ということは、主なものは核家族化による各1戸ごとの給水量が減っているということが、主な要因というふうに考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

そうしましたら、この予算案の1ページに戻りますが、給水戸数3,713戸としたわけですが、これは何度もお聞きしますが、やはり定住人口の増加という中で本水道会計の中で位置づけということについて、お聞かせ願いたいと思います。最後。給水戸数3,713戸で新

年度予算は調整しておりますね。それと定住人口増加策という中での要する水道関係で、どういふうに定住人口というものを見込んでいるか。あるのかないのかも含めてということですね。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 基本的には、人口的には80人ぐらいを想定はしておるわけです。そして、給水戸数ということなんですが、これは廃止をする方もおられます。更新をする方もおられるということで、一概にそのまま倍々で増えていくということではございません。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第23号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第17、議案第23号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、平成23年度国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

初めに、予算概要の1ページをご覧ください。

新年度の予算編成にあたりましては、全国市町村国保財政の状況につきまして、1ページから記載させていただいております。統計的には平成21年度のベースとなりますが、全国市町村の国保財政状況は、収入支出ともに増加し予算規模が拡大しております。単年度収支差引額では61億円の黒字となっておりますが、前年度と比較いたしますと32億円、約35%の減収となっ

ております。

さらに、市町村が一般会計から赤字を補てんしている額を差し引いた精算後の単年度収支差引額では2,633億円の赤字となっており、制度の充実については大変厳しい財政状況が続いているわけでございます。被保険者数につきましては、31万人減少いたしまして3,566万人となっております。

下段、予算概要につきましては、本年度御宿町国民健康保険財政の予算比率について記載をさせていただきます。

平成23年度町国保の予算総額は、歳入歳出それぞれ10億5,320万5,000円の計上となりました。保険給付費や後期高齢者支援金の増額により、対前年度比7.2%の増となっております。

次のページの2ページから3ページに、歳入歳出予算の説明がございますので、ご覧いただければと思います。

続いて4ページをお願いいたします。

前年度との予算の比較表がございます。今回の予算編成にあたりましては、過去の傾向や県から示された算出方法などから、必要最低限の歳出とそれに充てる財源としての歳入を見込みました。22年度当初と比較いたしまして7,029万2,000円の増額となっております。平成22年度と金額が大きく異なる科目といたしましては、歳入で前期高齢者交付金等繰越金でございます。前期高齢者交付金につきましては、平成22年度に前々年度の精算から交付額が大きく減額されておりますが、23年度以降は平常に戻る予定となっております。前年度と比較いたしまして1億6,529万3,000円の増額となっております。

また、繰越金でございますが、平成22年度の財政状況が大変厳しくなっておりまして、繰越金をほとんど見込めない状況でございますので、対前年度と比較いたしまして8,630万7,000円の減額となっております。

歳出では保険給付費が増加傾向となっております、対前年度と比較いたしまして7,372万3,000円の増額となっております。

予算構成比につきましては、補正5ページのグラフのとおりでございます。歳入では交付金の金額が59.8%で、国保税で2倍を占めております。歳出では保険給付費が66.1%、後期高齢者への支援金として13.6%で、医療費に関する合計が79.7%を占めてございます。

加入者の推移につきましては、6ページをご覧いただきたいと思っております。

世帯数は増えているものの、加入率といたしましては年々減少しており、平成22年度の加入

世帯は51.6%、加入者は40.6%となっております。

続きまして、7ページには医療費の推移が表になっております。加入者数が減少しているにもかかわらず医療件数や1件当たりの医療費は増加の傾向になっております。

続きまして8ページには年齢別の医療給付費の表がございます。ご覧のように年齢の高い方の医療費が急激に伸びている状況にあります。

続きまして、新年度予算の内容につきましてご説明を申し上げたいと思います。

平成23年度国民健康保険特別会計予算書の8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税の本年度予算額3億635万円で前年度と比較いたしまして2,196万9,000円の増です。1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税で保険税の現年度課税分と滞納繰越分でございます。明細は説明欄のとおりです。

9ページに移りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険税督促手数料は前年度同額の15万円です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、本年度予算額1億9,875万6,000円で前年度と比較いたしまして4,318万9,000円の減です。

1目療養給付費等負担金は、各保険会計からの国庫負担金です。

2目高額医療費共同事業負担金は、現状では高額医療を見込んでいないことから減額となっております。

3目特定健康診査等負担金は、健診項目の値上げによる増額でございます。

3項国庫支出金、2目国庫補助金は10ページにつきまして、本年度予算額4,277万1,000円、前年度と比較いたしまして607万4,000円の増です。財政調整交付金の増額によるものでございます。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、本年度予算額2,167万6,000円、前年度と比較いたしまして3,067万円の減でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、本年度予算額2億5,094万3,000円、前年度と比較いたしまして1億6,529万3,000円の増です。冒頭でご説明いたしましたとおり、平成22年度の額が精算により減額されておりました。こちら23年度は増額となるという見込みでございます。

6款県支出金、1項県負担金、本年度予算額721万2,000円。前年度と比較いたしまして152

万8,000円の減です。

1目高額医療費共同事業と2目特定健康診査等の負担金でございます。

11ページに移りまして、6款県支出金、2項県補助金、本年度予算額2,856万7,000円。前年度と比較し827万2,000円の増です。普通調整交付金の増額によるものです。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、本年度予算額1億1,573万7,000円。前年度と比較いたしまして1,000万円の増です。

1目高額医療費共同事業及び2目の保険財政共同安定化事業に関する交付金でございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、本年度予算額6,730万7,000円。前年度と比較いたしまして2,050万4,000円の増です。一般会計からの繰入金で財政安定化支援事業繰入金と、税の軽減区分を変更したことによります保険基盤安定繰入金が増額となる見込みでございます。

続いて12ページをお願いします。

8款繰入金、2項基金繰入金は新年度への繰入金として、本年度予算額1,000万円でございます。前年度と同額です。

9款繰越金、1項繰越金、本年度予算額270万2,000円。前年度と比較いたしまして8,630万7,000円の減です。22年度の決算見込みから余剰金が見込めないことから減額となっております。

10款諸収入、2項延滞金、加算金及び過料、本年度予算額1,000円。前年度と同様に科目設定となっております。

13ページに掛けまして、10款諸収入、2項雑入、本年度予算額100万3,000円、前年度と比較いたしまして12万6,000円の減です。1目から4目の第三者行為の納付金及び医療費の返納金と5目雑入は特定健康診査徴収金でございます。

14ページをお願いいたします。

次に、歳出についてご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、本年度予算額1,196万5,000円、前年度と比較いたしまして332万3,000円の減です。職員と臨時職員各1名の人件費と国保事務に係る費用及び国保連に納付する負担金でございます。

15ページに移りまして、1款総務費、2項町税费、本年度予算額43万4,000円。前年度と比較いたしまして6万2,000円の増です。

3項運営協議費は、国保運営委員の報酬といたしまして7万円でございます。前年度と同額

です。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、本年度予算額 6 億1,468万5,000円。前年度と比較いたしまして7,098万8,000円の増です。1 目から 4 目の療養給付費及び療養費は平成21年度以降、療養費が増加傾向にございますので、加入状況や22年度見込み、伸び率等算定いたしました。

5 目審査支払手数料は国保連による医療費の審査手数料でございます。

16ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、本年度予算額7,415万4,000円。前年度と比較いたしまして128万4,000円の増です。1 目から 4 目の高額療養費等高額介護合算療養費となります。

3 項移送費、本年度予算額2,000円は、前年度と同額の科目設定でございます。

17ページに移りまして、2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、本年度予算額630万4,000円。前年度と比較いたしまして210万1,000円の増です。見込み調査によりまして、15件分を計上いたしました。

5 項葬祭諸費、本年度予算額75万円。前年度と比較いたしまして65万円の減です。15件の見込みで計上いたしました。

3 款後期高齢者支援金等、2 項後期高齢者支援金等は、本年度予算額 1 億4,354万2,000円。前年度と比較いたしまして632万4,000円の増です。後期高齢者支援金及び事務費の拠出金でございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、本年度予算額41万9,000円。前年度と比較いたしまして16万8,000円の増でございます。1 目前期高齢者納付金と 2 目事務費拠出金となります。

18ページをお願いいたします。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、本年度予算額101万円。前年度と比較いたしまして99万7,000円の増です。平成19年度末をもって保険制度が廃止されておりますが、精算による拠出が考えられますので計上いたしました。

6 款介護納付費、1 項介護納付費、本年度予算額6,643万5,000円。前年度と比較いたしまして482万7,000円の増です。介護保険の給付費の伸びなどから増加を見込んでおります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、本年度予算額 1 億1,803万5,000円。前年度と比較いたしまして1,310万2,000円の減です。1 目から 3 目の高額医療費共同事業費やその他共同事業、保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。

19ページに移りまして、8款保健事業費、1項保健事業費、本年度予算額240万9,000円。前年度と比較いたしまして40万9,000円の増です。短期人間ドックの補助金といたしまして81人分を見込みました。

2項特定健康診査等事業費、本年度予算額1,043万3,000円。前年度と比較いたしまして45万6,000円の増です。特定健康診査及び保険収入にかかわる通知の印刷代や郵便料等、健康診査の委託でございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、科目設定の1,000円でございます。

10款公債費、1項公債費、1目利子は科目設定の1,000円でございます。

20ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、本年度予算額55万6,000円。前年度と比較いたしまして25万円の減でございます。保険税の還付金及び還付加算金等国保負担金の返還金でございます。

12款予備費、1項予備費は、前年度と同額の200万円を計上いたしました。

以上、平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,320万5,000円とさせていただくものでございます。

なお、本新年度予算につきましては、平成23年2月18日開催の第6回国保運営協議会におきまして、ご承認をいただいておりますことをご報告いたします。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

国民健康保険新年度当初予算というご提案であります。一番最初説明の中に加入者の推移ということで、制度変更によりまして国民健康保険、平成18年度から22年度までの推移の中では74.1ポイントから51.6ポイントまで下がったということですが、依然として町民5割を超える方々が国保に加入をされているというのは、やはり自治体の中ではかなり多いほうではないかというふうに理解をするわけでありまして、それで、先ほど補正の中で一般会計から繰り入れ措置をするということで、本年度また新年度に通じて上昇分を抑えるというような措置をしていただいたということであるわけでございます。

しかし、この自然増を見ましても給付費ですね。15ページであります、これが増加の予算調整ということになっておるようでございます。それで、19ページであります、保健事業費、疾病予防費、また特定健康診査等事業費という項目で短期人間ドック費用補助と、それから保健事業費ということで、これは特定健診等の健診委託等の予算措置をしておるようでございますが、まずこの人間ドックですね、これの実績。これは新年度においては対前年度40万9,000円増加の予算措置というふうになっておるわけでありまして、この内容は新年度においてどのように行われるのか、内容に変化があるのかないのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、特定健診であります、これがどのようにいわゆる健康づくりですね。それから、疾病予防に効果が出てきているのかということについて、報告を受けたいと思います。また、これは国保会計ではありますが、一般会計といたしましても対保健事業が当然出てくるというふうに思うわけでありまして、そうした中で、いわゆる健康づくりですね。こうしたものに対して担当としてどのように新年度の中で対処していくのかということも含めまして、その中で健康づくり、健康増進の中で医療費の縮減ということも、やはり本来の筋道であるというふうに思います。

一方で、国の対応というのも大きくあるわけでありましてけれども、町はどのような範囲ではその程度が一つは限界なのかなというところもあると思いますので、その辺も含めまして国保会計、健康づくり等についての考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、人間ドック等のご質問でございますが、昨年の状況を見まして今回81件設けさせていただいております。これにつきましては、大体主に人間ドックの項目によりまして、平均的に1人当たり3万円前後で推移してございますので、これによって60歳以上の退職者の方は、今までほかのかかっていた普通の会社の中でやっていた健康診断が、国保に移ってきた段階でやはり同様に人間ドックをやっている関係から伸びているというふうに理解してございます。

続きまして、特定健診の効果でございますが、こちらにつきましては特定健診の受診率が24.5%ぐらいに下がってきておまして、当初は30%を目標に進めておったわけでございますが、やはり年齢層、人間ドックであったり、それから個人情報との関係で並んでいるときに、どここといろいろ耳にしたりする関係から、集団での健康診査の中というのは割とご理解いた

だけていないのかなというところが健康診査の受診が下がっているというところかもしれませんが、また、同様に病院で受けた方が、もう一度特定健康診査を受けることができるんですけども、病院に私はかかっているから遠慮しますという方がいらっしゃいますので、そういったことからなかなか診査を受けていただける方が、伸びがないというふうに考えております。

では、これに対する対策はどうするかということでございますが、これはやはり広く健康管理というものをもう少しPRをしていかなきゃいけないのではないかと。そういった意味では、日曜日とか、平日以外の日にもというお話もございますけれども、やはり健診につきましては医師会との関連もございますので、そういった調整をしながら身近な方法としてはいろいろな会議とか何かで、保健師が呼びかける等の保健活動で地道につなげていくしかないだろうと。あとは医師会との関連の中で、健診項目を増やすということも視野に入れながら、もう少し人気が出るような形のPRをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、健康づくりに対する考え方ということでございますけれども、やはり予防というのは非常に大事だと。今、国保のこととはまた少しニュアンスが違いますが、介護のほうでやはり鶴亀クラブとか、そういった中で非常に老人の健康志向が伸びてきています。ただ、なかなか若い人たちの健康志向というのが伸びないのが現状でございますので、非常に今、不景気の中でやはり健康に対する時間というものが取れないというものもございまして、やはり医療費の削減にあたりましては、保健師が私どものところでは今4名おりますので、そういった健康指導、保健指導というものをやはり継続的に、きめ細かな相談事業を展開することによって、身近に健康というものを考えながら健康予防というものを町民と一緒に考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

時間延長の件

議長（新井 明君） もうすぐ5時になりますが、議事の都合により会議時間を延長したいと思います。いかがでございましょうか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、進めさせていただきます。

議案第24号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第18、議案第24号 平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第24号 平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

初めに、予算概要書の1ページをお願いいたします。

制度の仕組みにつきましては、県内の市町村で設立いたしました千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となりまして運営を行っております。市町村での取り扱いといたしましては、保険料の徴収と窓口業務というふうになってございます。

1ページの下段から2ページにかけて、制度改正の流れについて記載いたしました。平成25年度を目途に廃止の方向で検討をされております。

2ページ下段には新年度予算に係る編成の注意点を挙げました。保険料の均等割は前年度同様の3万7,400円、所得割も前年度と同様の7.29%でございます。

3ページには、前年度との予算の比較表をつけてございます。平成23年度の予算では保険料の徴収事務の経費と保険料で1億1,260万7,000円となりました。保険料の試算を県内各地域ごとに確立いたしましたことによりまして444万6,000円、前年度と比較いたしまして3.8%の減額となっております。

続きまして、新年度予算の内容についてご説明をさせていただきます。

平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算書の6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者保険料、本年度予算額8,728万3,000円。前年度と比較いたしまして324万5,000円の減です。加入者が納付する保険料でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、本年度予算額2,481万5,000円。前年度と比較いたしまして120万1,000円の減です。

1 目事務費繰入金は郵便料や消耗品費、2 目保険料安定繰入金は4分の3が国保広域連合から一般会計に繰り入れられるものでございます。

3 款諸収入、1 項延滞金及び過料、前年度と同額の1,000円は科目設定でございます。

2 項償還金及び還付金、前年度と同額の50万1,000円でございます。

3 項雑入1,000円は科目設定でございます。

7 ページに移りまして4 項使用料及び手数料、1 目手数料5,000円は督促手数料として前年度と同額でございます。1 件当たり督促手数料は100円でございます。

5 款繰越金1,000円は、科目設定でございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出について説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、本年度予算額66万1,000円。前年度と比較いたしまして82万円の減です。電算保守料金の委託料の見直しによる減額でございます。

2 項徴収費、本年度予算額39万6,000円。前年度と比較いたしまして15万5,000円の減でございます。納入通知ほか印刷代や郵便料を削減いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者広域連合納付金、本年度予算額1 億1,104万8,000円。前年度と比較いたしまして347万2,000円の減です。被保険者1,651名分の保険料と基盤安定拠出金でございます。被保険者数の減少によるものでございます。減となっております。

9 ページに移りまして、3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、本年度予算額50万1,000円は前年度と同額でございます。

2 項諸支出金1,000円は科目設定でございます。

以上、平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1 億1,260万7,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第25号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第19、議案第25号 平成23年度御宿町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第25号 平成23年度御宿町介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。

初めに、予算概要書の1ページをお願いします。

予算編成の状況につきましては、介護保険制度も11年が経過いたしまして、第4期介護保険事業計画も最終年度となっております。制度につきましても、利用者、サービスの提供者、提供従事者とともに制度に関する理解も深まり定着した感がございます。平成21年度に策定いたしました第4期計画の中では、平成25年度において高齢化率40%を見込んでおりましたが、65歳以上の人口の急速な進展により、本年1月末によりまして達することとなっております。これに伴いまして、介護サービスの利用も団塊の世代の方が被保険者に移行してきたことや、退職後に定住希望される転入者の増加によりまして、介護サービスの認定者が76.7%に達しております。

また、第4期計画における平成23年度給付費も、当初予算段階では12.3%増の7億1,000万

円となっております。予算規模及び内容につきましては、1ページ下段から6ページにかけて記載させていただきました。これを見ていただきたいと思います。また、6ページから7ページにかけては、前年度との比較を表にさせていただきます。

新年度の予算編成にあたります基礎数値につきましては、9ページをご覧いただきたいと思います。

資料 でございますが、被保険者数の状況は、平成15年から比較いたしますと老人人口は6年間で420人増加し、高齢化率40%前後を推移しております。下段の資料 につきましては、介護認定者の状況でございます。表の右端、平成15年から比較いたしますと6年間で169人増加し、出現率も14.6%と年々高くなっております。

10ページをお願いいたします。

資料 にサービス事業者の数の状況について明記してございます。居宅介護は265人、施設介護90人でございます。その費用につきましては下段資料 の表になってございます。居宅介護費が4億1,000万円弱、施設介護費も3億円を超える状況となっております。給付費につきましては、まだまだ増え続ける傾向にあるのではないかなと推測してございます。このようなことから、23年度の保険給付費は第5期計画の値に22年度実績を勘案いたしまして、保険給付費を算定させていただいております。

続きまして新年度予算の内容につきまして、ご説明をいたします。

平成23年度御宿町介護保険特別会計予算書の8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明をいたします。

1款介護保険料、1項介護保険料、本年度予算額1億2,193万円。前年度と比較いたしまして216万3,000円の増です。65歳以上の方の保険料で保険給付費への充当財源となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は督促手数料で前年度同額の8,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、本年度予算額1億2,263万5,000円。前年度と比較いたしまして935万5,000円の増でございます。保険給付費に対する法定負担20%と施設サービス負担分15%でございます。

8ページから9ページにかかる2項国庫補助金、本年度予算額4,067万1,000円。前年度と比較いたしまして153万7,000円の増です。介護予防など記載の3事業に対する国からの法定交付金です。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、本年度予算額2億1,509万5,000円。前年度と比

較いたしまして1,355万2,000円の増です。2号被保険者と言われる40歳から64歳までの方の保険料で診療報酬支払金からの交付金でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、本年度予算額 1 億811万3,000円。前年度と比較いたしまして689万2,000円の増です。法定負担分12.5%と施設サービス負担分17.5%でございます。

9 ページから10ページにかけて、2 項県補助金258万3,000円。前年度と比較いたしまして48万7,000円の減です。介護予防、包括支援事業に対する県の交付金でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、本年度予算額 1 億1,939万4,000円。前年度と比較いたしまして378万1,000円の増です。町一般会計からの保険給付費に対する法定負担分で、介護給付費及び介護予防が12.5%、包括支援事業は1.25%、その他一般会計は介護保険事業に伴う職員人件費や一般事務費分でございます。

2 項基金繰入金、本年度予算額2,318万1,000円。前年度と比較いたしまして699万3,000円の増です。介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

11ページに移りまして、7 款繰越金は前年度繰越金といたしまして23万1,000円でございます。

8 款諸収入、1 項雑入、科目設定で前年度同額の2,000円でございます。

2 項受託事業費、受託事業収入は認定調査などを受託した場合の事業収入として、前年度と同額の1万2,000円でございます。

3 項延滞金、加算金及び過料は科目設定で、前年度と同額の1,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、本年度予算額1,804万6,000円。前年度と比較いたしまして237万7,000円の減です。事務担当職員2名分の人件費及び一般事務費でございます。

13ページにかかりまして、2 項徴収費、本年度予算額61万2,000円。前年度と比較いたしまして25万7,000円の減です。保険料の納付用に係る印刷代や郵便料です。

3 項介護認定審査会費、本年度予算額869万円。前年度と比較いたしまして11万円の増です。介護認定に係る医師の意見書の手数料や広域市町村圏事務組合で行っております認定審査会の負担金でございます。

4 項趣旨普及費は、パンフレット等普及に関する消耗品代金として前年度と同額の3万2,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

5 項運営協議会費、本年度予算額 9 万円。前年度と比較いたしまして 3 万円の増です。第 5 期介護計画の算定となりますので、会議件数を 1 回増やしてございます。

2 項保険給付費、1 項介護サービス等諸費、本年度予算額 6 億 6,601 万 6,000 円。前年度と比較いたしまして 4,490 万 3,000 円の増です。介護保険施設やグループホームと言われる地域密着型施設の利用が多くなっていること、高齢人口の増加に伴う入所者数の増加が原因となっております。給付内容は、在宅介護のサービスとしてホームヘルパー派遣やデイサービス、ショートステイ、介護のための住宅改修などの補助でございます。

2 項その他諸費、本年度予算額 68 万 6,000 円。前年度と比較して 9 万 7,000 円の減です。給付に関する支払い事務を国保連合会が代行しており、設備単価が値下げされたための減額でございます。

15 ページに移りまして、3 項介護サービス等費、本年度予算額 1,278 万円。前年度と比較いたしまして 266 万 7,000 円の増です。一定の介護サービス金額を超えた方への補助でございます。

4 項高額医療費、高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額 181 万 5,000 円。前年度と比較いたしまして 36 万 8,000 円の増です。医療保険と介護保険の自己負担が一定額を超えた場合に、利用者に返す費用でございます。21 年度から始まった制度でございます。

5 項特定入所者介護サービス等諸費、本年度予算額 2,870 万 3,000 円。前年度と比較いたしまして 215 万 9,000 円の増です。低所得者に対しての食費や住居費の一部を補助するものでございます。

15 ページから 16 ページにかけて 4 款地域支援事業、介護予防事業費、本年度予算額 749 万 2,000 円。前年度と比較いたしまして 431 万 3,000 円の減です。運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防など現状の生活を維持するための事業で、転倒予防や生活機能を維持するための事業実施をしております。職員の減により人件費が減額になっております。

16 ページから 17 ページにかけて 2 項包括支援事業・任意事業費、本年度予算額 856 万 2,000 円。前年度と比較いたしまして 59 万 3,000 円の増です。介護予防のための専門職によるケアプランの作成や総合支援、ケア業務としての事業を実施いたします。任意事業といたしましては、在宅介護の支援を行います。

17 ページにつきまして、5 款諸支出金は 1 項償還金及び還付加算金、本年度予算額 23 万 2,000 円。前年度と比較いたしまして 9,000 円の増です。保険料の還付金でございます。

6 款予備費、1 項予備費は前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

以上で平成23年度御宿町介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,385万6,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

介護保険特別会計当初予算ということではありますが、先ほどの予算概要を説明していただく中で、御宿地域包括支援センターを拠点として、福祉、医療、行政が一体となって高齢者の皆さんの生活を支援することを重点目標としておりますというふうに説明を受けました。また、概要ではそのように説明をしておるところでございます。

その中で幾つかお伺いをしたいんですが、この地域支援事業ということで、予防事業費、それから包括支援事業、任意事業費ということで、今ご説明もあつたわけではありますが、この概要を見ておりますと栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防ということで、専門医を導入し事業の幅を広げ、新生鶴亀教室というふうに書いておるわけではありますが、この専門医の導入というのは新規に専門医というのを新年度で配置するということなのでしょうか。その具体的な事業内容について説明を受けたいというふうに思います。特に口腔機能の向上ですね。これは先ごろの研究成果の中で、やはりかむ機能というのが自立に対してそれを改善もしていくというような報告も一部あつたやに聞いております。私は大変重要な施策であろうというふうに思いますし、これは介護保険事業の中でおくのか、また、私はもっと幅広い年齢構成の中、いわゆる一般会計の中でもさらにそうしたものを位置づける必要があるのではないかというふうに考えるものでありますが、そうした中で今年のこの支援事業ですね。どのように位置づけていくのか。

それから、ここで介護保険ということではありますが、これは高齢者とともにたしか障害者も、この介護保険事業の中で対応されるというふうに伺っておるところでございます。そうしますと、やはり障害者という方は年齢幅も大変広いというふうに理解をしておりますので、今の中ではそれが一体のサービス、一体の事業の中での支援というふうになると思うわけではありますが、現実的には年齢構成が大幅に違うわけでありまして、私はさらにきめ細かな支援というの

も当然必要になってくるのではないかと。若い障害者なりきの支援内容になるべきではないかというふうに思うわけでありますが、それが現制度の中で可能なのかも含めまして、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） ただいま地域支援事業ということに対するご質問でございますが、こちらにつきましては、先ほど補正予算の中でもちょっとお話ししましたけれども、地域包括支援センターというものが専門員の中に社会福祉士、保健師、主任保健師という3人体制で実施してございまして、こちらの保健師が専門的に鶴亀クラブ等にあたりまして、健康管理の幅を広げた生活機能とか、転倒予防の事業展開におきまして専門職の立場から見ております。もう既に今年度から実施しておりまして、来年度も継続して実施していくという予定でございます。新しく専門員を設けるということではなくて、もう今年度から実施しているというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、身障者対応でございますけれども、身障者につきましては知的、身体、精神と大きく分けると3つの障害に分けてございまして、この中で実際にこちらの介護という形になりますと、身障者につきましては手帳等で認定をしております。その中で対応するものについては障害者のほうで取り扱っておりますし、障害の程度が低いという方につきましては、やはり介護のほうで対応せざるを得ないかなとは考えておりますが、ただ、身体障害と精神障害とかいろいろな障害の中でもその程度が難しいのかなという感じがしてございます。

現制度の中で実際に少しでも動ける方であれば、鶴亀クラブとか、予防対策の中で一緒にリハビリ介護をされても結構でございますけれども、身障者の方と認定される方をその中に入れて、介護のほうで同じ制度の中で取り扱うというのはなかなか難しいと思っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

やはり包括的支援事業の中で、ケアプランの作成というのがございますね。それで、確かに受付としてはこの包括支援センターということでワンストップですね。その中でさまざまなサービスが認定された状況において取捨選択できると、その相談業務ができるということで、その部分ではワンストップなんですけれども、しかし、現実的にこの御宿町においてはなかなかサービス事業者、都会におけばさまざまなサービス事業者が、その受けるべき人の近隣に非常に近いところに、さまざまな事業所があって、要するに多種にわたるサービスを割と気軽に受

けられるわけです。また、さまざまなサービスを行っている、多岐にわたってサービスを行っている事業者があるとすれば、その中でワンストップですべてのこのケアプランにおけるサービスを受けることができるわけです。

ところが、ご承知のとおり御宿町の場合というのは、非常にそういう面では、例えばプランにはあって受けることはできるんですけども、その事業者ではそれは受けられないと。別の事業者ではやっている。ところが、その間の移動をどうするのかという問題が現実的には発生するわけです。そうした問題を現実的に私も幾つか相談を受けているわけでありましてけれども、そうしたことはどのように改善できるのか、これについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 非常に難しい問題でございまして、というのは、移送手段だけと言いますと町内でも介護タクシーとか、あるいは町内バスを利用するというところもあるでしょうし、タクシーの利用というものもあると思います。こういったタクシー利用とかそういったものにつきましては、障害のある方にはタクシー補助を出しておりますけれども、それ以外の中間点の方の移送をどうするかというのは、今のところ事業者、施設のほうでお迎えに来ていただくというものをご利用されているというのが現状だと思います。

では、施設から搬送がないところはどうするのかというご質問だと思うんですけども、まさにそれは非常に隙間でございまして、今、第5期の介護計画の策定に入るわけでございます。安心安全生活検討部会というのがアンケートを実施しておりまして、そういう中でもやはりそういったご質問をいただいております。この部会はたまたまNPOの方もいらっしゃいます。ある地区ではNPOの方がそういった移送もしているようなところもあると伺っております。ですから、今後そういった意見を総合的に伺いながら、今後の介護計画の中では考えていかなければいけないだろうという感はしてございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

私は、大変重大な問題があると思うんですね。それでこのケアプランであります、介護保険法では今までは措置ですから町内であったわけでありましてけれども、介護保険法ではそれはどこのサービスでも利用者は選択できるわけです。いわゆる簡単に言えば町外の利用も可能なわけです。ところが、今課長もみずから説明されましたけれども、その間のサービスの次に続

くというところで、現実的には切れている部分というのがあると思うんです。この辺は一般質問の中で、では、町内の移動をどうするかというような質問も出されました。また、ちょっと趣旨は違うでしょうけれども、いわゆる国吉病院ですね。あそこも送迎バス等出ております。また、近隣では巡回バスというものを制度化しているところもあるようでありますので、広域的な移動をどうするかという調整ですね。調査調整を含めて、やはり次期計画の中でその辺をよく精査していただいて、既存の自治体、違う自治体間における移動の手段があるんだったら、それをスムーズにできるような措置、これを広域連携というお話もきのう、ほかの議員からも随分されました。そうした中でそういうものは一定を図っていくということがありましたので、ぜひそういう移動にかかる部分について広域連携というものも、今後考える必要があるというふうに思いますので、ぜひそれは問題を投げかけていただいて、調整協議できるようにしていただきたいというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 広域連携という他町村との連携ということの御発言をいただいております。とりあえず一般質問の中にもございましたように、町内のバスというものもこういった中に一応含まれているというふうに考えております。そのようなことを提案をしていきたいと、運営協議会がございますし、そういう中でまたお図りたいと思っています。

議長（新井 明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

散会の宣告

議長（新井 明君） 以上で本日の日程は終了いたします。

次の本会議は3月14日、午後1時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時16分)